

# 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程

平成18年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第12号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 給料（第8条・第9条）
- 第3章 手当
  - 第1節 管理職手当（第10条）
  - 第2節 扶養手当（第11条・第12条）
  - 第3節 地域手当（第13条）
  - 第4節 住居手当（第14条－第15条の2）
  - 第5節 通勤手当（第16条－第20条）
  - 第6節 初任給調整手当（第21条）
  - 第6節の2 医療従事者等処遇改善手当（第21条の2）
  - 第7節 特殊勤務手当（第22条・第23条）
  - 第8節 超過勤務手当（第24条）
  - 第9節 休日勤務手当（第25条）
  - 第10節 夜勤手当（第26条）
  - 第10節の2 宿日直手当等（第26条の2・第26条の2の2）
  - 第10節の3 管理職員特別勤務手当（第26条の3）
  - 第11節 入試業務手当（第27条）
  - 第11節の2 応援診療手当（第27条の2）
  - 第12節 期末手当及び勤勉手当（第28条－第31条）
- 第4章 休職者等の給与（第32条－第34条の2）
- 第5章 その他（第34条の3－第40条）
- 附則

（一部改正 平成19年達第72号、平成20年達第20号、平成21年達第104号、平成24年達第7号及び第58号、平成25年達第58号、平成29年達第5号、令和3年達第40号、令和4年達第67号、令和4年達第152号、令和5年達第112号）

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （給与の支払）

第2条 職員の給与は、職員からの申出に基づき、その全額を口座振替の方法により支払うものとする。

2 前項の規定の運用に当たっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条の趣旨に

反してはならない。

- 3 業務遂行上の必要により貸与された宿舍、制服その他の有価物及び業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

#### (給与からの控除)

第3条 職員に給与を支給する際、その給与から控除して支払うことのできるものは、別に法律で定めるものを除き、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名古屋市職員互助会の会費又は貸付金の月賦弁済金及び利息並びに保険料
- (2) 名古屋市立大学厚生会の会費
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された丸八信用組合及び東海労働金庫に対する預貯金又は貸付金の月賦弁済金及び利息
- (4) チェック・オフに関する労働協約を締結した労働組合の組合費及び当該組合事業に係る保険料
- (5) 財産形成貯蓄
- (5) の2 団体取扱い契約を締結した生命保険会社及び損害保険会社の保険料
- (5) の3 全国都市職員災害共済会の保険料
- (6) 削除
- (7) 他の給与の支給日における給与の支給に際し生じた過払い給与等法人が職員に対し有する債権
- (8) 就業規則第38条第2号に規定する減給の処分を受けた場合の当該減給に係る額
- (9) 宿舍の居室利用料
- (10) 医局会費、駐車場使用料（職員が通勤のために使用する自動車の駐車場所に係るものに限る。）及び名古屋市職員寮の家賃
- (11) 保育料（医学部附属みどり市民病院（以下「みどり市民病院」という。）に設置する院内保育所に係るものに限る。）

（一部改正 平

成18年達第67号、平成19年達第3号、第31号、第109号、平成22年達第18号、平成23年達第28号、平成26年達第26号、令和3年達第40号、令和5年達第112号、令和6年達第77号、令和6年達第115号）

#### (給与の種類)

第4条 職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 前項に規定する手当は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、初任給調整手当、医療従事者等処遇改善手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、待機手当、管理職員特別勤務手当、入試業務手当、応援診療手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（一部改正

平成19年達第72号、平成20年達第20号、平成21年達第114号、平成24年達第7号及び第58号、平成25年達第58号、令和3年達第40号、令和4年達第152号、令和5年達第112号）

#### (給与の支給日)

第5条 給料の支給日は、その月の17日（その月が4月であるとき又はその月の初日から17日までの間に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日があ

るときは、18日)とする。

- 2 前項に規定する給料の支給日が、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日又は日曜日(以下「休日等」という。)であるときは、同項の規定にかかわらず、その日前のその日に最も近い休日等でない日(その月が1月、4月又は5月であるときは、その日後その日に最も近い休日等でない日)を同項に規定する給料の支給日とする。ただし、当該支給日がその月の16日より前の日になるときは当該支給日後の当該支給日に最も近い休日等でない日とし、その月の19日より後の日になるときは当該支給日前の当該支給日に最も近い休日等でない日とする。
- 3 管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、初任給調整手当及び医療従事者等処遇改善手当は、その月分をその月の給料の支給日に支給する。
- 4 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、待機手当、管理職員特別勤務手当、入試業務手当及び応援診療手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。
- 5 期末手当及び勤勉手当は、その都度、6月1日又は12月1日から2月以内の理事長が定める日に支給する。

(一部改正 平成19年達第3号、第72号、平成20年達第20号、平成21年達第114号、平成24年達第66号、平成25年達第58号、令和2年達第117号、令和3年達第2号、令和3年達第40号、令和4年達第152号、令和5年達第112号、令和6年達第77号)

#### (給与の支給日の特例)

第6条 職員が、前条の規定により給与を支給する日(この条において「支給日」という。)前に退職し、解雇され、又は死亡した場合におけるその者の給与は、同条の規定にかかわらず、職員が退職し、又は死亡した日以降速やかに支給する。ただし、当該職員(死亡した場合にあっては、権利者)から請求があった場合においては、労働基準法第23条の規定による。

- 2 職員が労働基準法第25条及び労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第9条に規定する事由により支給日前に給与の支払を請求したときは、その請求の日までの給与を、これらの規定にかかわらず、請求のあった日以降速やかに支給する。

#### (日割計算)

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときはその日まで、死亡したときはその月まで給料を支給する。
- 3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときの支給額は、その月の暦日数から公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号。以下「勤務時間規程」という。)第3条第1項に規定する週休日(以下「週休日」という。)の日数及び同条第2項に規定する明け日(以下「明け日」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(一部改正 平成19年達第72号)

## 第2章 給料

### (給料表及び職務の級)

第8条 職員の受ける給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤労環境その他の勤務条件を考慮して給料表に定める級及び号給の額とする。

2 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該給料表は、給料表の区分に応じて当該各号に掲げる者に適用する。

(1) 一般職給料表(別表第1) 他の給料表の適用を受けない全ての職員

(2) 教育職給料表(別表第2) 教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)

(3) 削除

(4) 医療技術職給料表(別表第4) 薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、公認心理師、胚培養士、衛生技師、診療放射線技師補、歯科衛生士補、臨床検査技師補、臨床工学技士補、理学療法士補、作業療法士補及び視能訓練士補

(5) 看護保健職給料表(別表第5) 助産師、看護師、准看護師、助産師補及び看護師補

(6) 技能労務職給料表(別表第6) 業務技師、業務士及び技術主事

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表で定める職務の級に分類するものとする。

(一部改正 平成19年達31号、平成20年達第20号、平成23年達第28号、平成25年達第30号、平成27年達第45号、令和3年達第40号、令和5年達第112号)

### (初任給、昇格及び昇給等)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者及びいずれかの給料表の適用を受けていた職員で他の給料表の適用を受けることとなった者の号給は、理事長が定める基準に従い決定する。

2 職員がいずれかの職務の級から他の職務の級に移った場合又はいずれかの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、理事長の定める日に、当該日の属する年度の前年度におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、理事長が定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳(教員(助教及び助手を除く。))にあつては、60歳)に達した日後の最初の4月1日以降在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「0号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の初任給、昇格及び昇給等に関し必

要な事項は、公立大学法人名古屋市立大学職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第23号）に定めるところによる。

（一部

改正 平成19年達第31号、平成20年達第20号、平成22年達第103号、令和5年達第170号）

### 第3章 手当

#### 第1節 管理職手当

##### （管理職手当）

第10条 管理又は監督の地位にある教員のうち次の表中欄に掲げる職にある教員に、同表右欄に掲げる管理職手当を支給する。

区分	職	月額
A	病院長	140,000 円
B	院長代行	129,000 円
C	副病院長	118,000 円
D	センター長（医学部附属東部医療センター又は西部医療センター（以下「各医療センター」という。）、医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）及び医学部附属リハビリテーション病院（以下「リハビリテーション病院」という。）に勤務する者に限る。）及び病院長補佐（各医療センター及びみどり市民病院に勤務する者に限る。）	112,000 円
E	大学院研究科長及び学部長	110,000 円
F	部長（医学部附属病院（以下「病院」という。）に勤務する者を除く。）	107,000 円
G	薬剤部長	99,000 円
H	病院長補佐（病院に勤務する者に限る。）	59,000 円
I	副学長、学長補佐、総合情報センター長及び高等教育院長	55,000 円

2 管理又は監督の地位にある教員以外の職員のうち次の表中欄に掲げる職にある職員に、同表右欄に掲げる管理職手当を支給する。

区分	職	月額
A	総務部長及び病院統括部長	114,000 円
B	経営企画部長、施設企画部長、教育研究部長、医療経営部長、病院管理部長、参事及び看護部長	99,000 円
C	総務課長、人事課長、財務課長、統括企画室長及び管理課長（病院に勤務する者に限る。）	90,000 円
D	管理課長（病院に勤務する者を除く。）及び技師長（診療技術科技師長を兼ねる者に限る。）	83,000 円
E	課長及び室長（C、D及びFの区分に属する職を除く。）、経営企画部主幹、施設企画部主幹、教育研究部主幹、研究推進課主幹、医学部事務室主幹、事務長、病院統括部主幹、病院管理部主幹（病院に勤務する者に限る。）、技師長（診療技術	75,000 円

	科技師長を兼ねる者を除く。) 並びに副看護部長 (病院に勤務する者に限る。)	
F	副薬剤部長、地域医療連携室長 (病院、みらい光生病院及びリハビリテーション病院に勤務する者に限る。)、地域医療連携・相談支援室長 (東部医療センターに勤務する者に限る。)、情報システム管理室長 (リハビリテーション病院に勤務する者に限る。)、副看護部長 (病院に勤務する者を除く。) 及び主幹 (他の区分に属する職を除く。)	64,000 円

- 3 職員が、月の初日から末日までの全日数にわたって、外国に出張中の場合又は勤務しない場合には、その月分の管理職手当は支給しない。
- 4 第1項及び第2項に規定する月額には、労働基準法第37条第4項に規定する割増手当に相当する額を含む。
- 5 第1項及び第2項の表職の欄に掲げる職のうちの複数の職に就く者に前各項の規定を適用するにあたっては、就いている職のうちこれらの表中最も上位の区分に属する職が支給対象の職となるものとして、その支給額を算定する。
- 6 第1項及び第2項の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、第24条から第26条までの規定は適用しない。

(一部改正)

平成19年達第3号、第31号、第109号、平成20年達第20号、平成21年達第18号、平成22年達第32号、平成23年達第28号、平成24年達第76号、平成25年達第30号、平成27年達第45号、平成27年達第53号、平成29年達第31号、平成30年達第45号、平成31年達第57号、令和元年達第10号、令和2年達第58号、令和2年達第108号、令和3年達第40号、令和4年達第67号、令和4年達第160号、令和5年達第112号、令和6年達第77号、令和7年達第31号、令和7年達第125号)

## 第2節 扶養手当

### (扶養手当の支給対象及び支給月額)

第11条 扶養手当は、扶養親族 (次の各号に掲げる者のうち、生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められるものをいう。以下同じ。) のある職員に支給する。

- (1) 削除
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (職員の実子又は養子をいう。以下同じ。)
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (子の実子又は養子をいう。)
- (4) 満60歳以上の父母 (職員の実父母又は養父母をいう。以下同じ。) 及び祖父母 (父母の実父母又は養父母をいう。)
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (職員の同父母又は父若しくは母の一人を同じくする弟妹をいい、父母又は父若しくは母の養子である者にあつては、職員と同父母又は父若しくは母を同じくするものをいう。)
- (6) 著しい心身の機能の障害がある者 (職員の6親等内の血族又は3親等内の姻族に限られないが、終身労務に服することができない程度に達していない者を除く。)

- 2 次の各号に掲げる者は、扶養親族とは認められない。
  - (1) 所得年額 130 万円以上ある者（その者の勤労所得、資産所得及び事業所得等の合計額が年額 130 万円（月額 108,330 円）以上である者をいう。）
  - (2) 扶養手当又はこれに相当する給付を他から受け若しくは他の者が受ける原因となっている者
- 3 扶養手当の月額は、第 1 項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの、教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 4 級であるもの及び看護保健職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「一般 8 級職員等」という。）にあっては 3,500 円）、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円とする。
- 4 第 1 項第 2 号に掲げる扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間（以下「特定期間」という。）にある子（以下「特定子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（一部改正 平成 19 年達第 31 号、  
第 125 号、平成 28 年達第 46 号、平成 29 年達第 31 号、令和 2 年達第 58 号、令和 3 年達第 40 号、  
令和 7 年達第 125 号）

#### （扶養手当の届出）

- 第 12 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 1 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を支給されている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は死亡した日、扶養手当を支給されている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属す

る月) から行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、新たに派遣職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年名古屋市条例第52号）第2条第1項の規定に基づき法人に派遣された職員をいう。以下同じ。）になった者に扶養親族がある場合には、扶養手当を派遣職員となった日の属する月から支給するものとする。

4 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を支給されている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を支給されている職員の扶養親族で第1項の規定による届け出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員等が一般8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で一般8級職員等以外のものが一般8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定子でなかった者が特定子となった場合

(一)

部改正 平成24年達第58号、平成28年達第46号、平成29年達第31号、令和2年達第58号、令和7年達125号)

### 第3節 地域手当

#### (地域手当)

第13条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の15（東京都特別区に在勤する職員にあつては、100分の20）を乗じて得た額とする。

(一)

部改正 平成19年達第31号、平成22年達第110号、平成28年達第46号、平成30年達第45号)

### 第4節 住居手当

#### (住居手当の支給対象及び支給月額)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（業務遂行上の必要により宿舍等を貸与されている職員及び次に掲げる職員を除く。）

ア 職員の扶養親族（第11条第1項に規定する扶養親族で第12条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族以外の者が所有し、又は借り受

け、居住している住宅並びにこれらに準ずるものと認められる住宅の全部又は一部を借り受け、当該住宅に居住している者

イ 削除

(2) 削除

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に相当する額  
ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1 (その控除した額の2分の1が500円を超えるときは、500円)を11,000円に加算した額

(2) 削除

(一部改正)

平成19年達第31号、平成21年達第64号及び第98号、平成28年達第46号、令和3年達第40号、令和7年達第125号)

#### (住居手当加算)

第14条の2 看護保健職給料表の適用を受け、次のいずれかに該当する者のうち、勤務場所から理事長が別に定める範囲内に、単身で自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員(業務遂行上の必要により宿舍等を貸与されている職員及び前条第1項第1号アに該当する職員を除く。)は、月額20,500円を超えない範囲内で理事長が定める額を、前条第2項に規定する住居手当の月額に加算して支給する。

(1) 病院、各医療センター、みどり市民病院、みらい光生病院又はリハビリテーション病院(以下「各病院等」という。)のいずれかを勤務場所として、新たに採用されたもの

(2) 各病院等のいずれかを勤務場所として、異動(勤務場所を異にするものに限る。以下第15条の2第2項において同じ。)をしたもの

2 その他住居手当加算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(この条追加 平

成29年達第5号 一部改正 令和3年達第40号、令和5年達第112号、令和7年達第31号)

#### (住居手当の届出)

第15条 新たに第14条第1項に規定する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)として採用された者又は新たに支給対象職員となった者は、速やかに届け出なければならない。住居手当の支給を受けている職員が支給対象職員でなくなった場合又はその支給に係る住居の家賃の額等に変更があった場合も、同様とする。

2 住居手当の支給は、新たに支給対象職員として採用された場合においては、その者の採用の日の、支給対象職員でなかった者が新たに支給対象職員となった場合においては、支給対象職員になった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が支給対象職員でなくなった日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支

給の開始については、前項に規定する届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、新たに派遣職員になった者が支給対象職員である場合には、住居手当を派遣職員となった日の属する月から支給するものとする。
- 4 第1項の規定による届出をした職員は、必要に応じ、届出に係る事項を証明するに足る書類を提示しなければならない。
- 5 第1項の規定による届出に係る職員が家賃及び食費等を併せて支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、名古屋市の職員に適用される基準に従い、家賃の額を算定するものとする。

（一部改正 平成21年達第98号、平成28年達第46号、平成29年達第5号）

#### （住居手当加算の届出）

第15条の2 第14条の2第1項に規定する職員（以下この条において「加算対象職員」という。）として採用された者又は新たに加算対象職員となった者は、速やかに届け出なければならない。住居手当加算の支給を受けている職員が加算対象職員でなくなった場合、次項に規定する加算対象となる期間が終了した場合又はその支給に係る住居の家賃の額等に変更があった場合も、同様とする。

- 2 住居手当加算の支給は、新たに加算対象職員として採用された場合においては、その者の採用の日（以下この項において「採用日」という。）の、異動により加算対象職員となった場合においては、その者の異動の日（以下この項において「異動日」という。）の、加算対象職員でなかった者が新たに加算対象職員となった場合（加算に係る事実が生じた日が、採用日又は異動日から3箇月（異動日が4月1日である場合には4箇月）を経過する日の翌日までの間にある場合に限る。）においては、加算対象職員になった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が加算対象職員でなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は採用日の属する年度を1年目とした場合に、7年目となる年度の3月のいずれか早い月をもって終わる。ただし、住居手当加算の支給の開始については、前項に規定する届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の場合に準用する。

（この条追加 平成29年達第5号 一部改正 令和3年達第40号、令和5年達第112号）

### 第5節 通勤手当

#### （通勤手当の支給対象）

第16条 次の各号に掲げる職員に、通勤手当を支給する。

- (1) 公共交通機関等単独利用者 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）をいう。
- (2) 自動車等単独利用者 通勤のため次に掲げる交通の道具（法人の所有に属するものを除き、以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げ

る職員を除く。)をいう。

ア 自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。)、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

イ 自転車(道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。)

(3) 併用者 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員をいう。

2 前項各号に掲げる職員は、交通機関等を利用せず、及び自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル以上又は職員の住居から勤務公署までの直線距離が片道 $\sqrt{2}$ (概ね1.4)キロメートル以上ある者でなければならない。ただし、次の各号に掲げる者は、この限りではない。

(1) 公共交通機関等単独利用者のうち、交通機関を利用するとした場合に徒歩によることとなる区間の直線距離の合計が住居から勤務公署までの直線距離を超えるもの

(2) 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)別表に定める程度の心身の機能の障害のため歩行することが著しく困難な職員のうち、交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると認められる者

3 前2項に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所(用務により勤務場所と異なる用務地で勤務する職員のうち、20日間以上その用務地が特定している者は、その特定の用務地をもって勤務場所とする。)との間を往復することをいい、前項に規定する「通勤距離」とは、職員の住居から勤務場所までに至る経路のうち一般に利用しうる最短のもの長さによる距離をいうものとする。

(一部改正 平成20年達第94号、平成28年達第46号)

### (通勤手当の支給額)

第17条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 公共交通機関等単独利用者 運賃等相当額(その額が150,000円を超えるときは、150,000円)

(2) 自動車等単独利用者 別表第7(自動車等に係る通勤手当額表)に掲げる職員の区分及び自動車等の片道の使用距離に応じ、それぞれ同表に掲げる額

(3) 併用者 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に定める額

ア 運賃等相当額が150,000円以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満である職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である者を除く。) 第1号に掲げる額

イ 交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の者であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるもの 前号に掲げる額

ウ ア又はイに掲げる以外の職員 運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額(その額が150,000円を超えるときは、150,000円)

(一部改正 平成18年達第

149号、平成20年達第94号、平成21年達第98号、平成28年達第46号、令和2年達第58号、令和7年達第125号)

### (運賃等相当額)

第18条 前条に規定する「運賃等相当額」は、交通機関等を利用し、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤する場合に必要となる額に相当する額として、次の各号に掲げる交通機関等を利用する区間の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間 当該区間について、発行されている定期券のうち、6箇月を限度に最も通用期間が長期であるものの価額を基礎に、その額を当該通用期間に係る月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

(2) 前号に掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間 当該区間について、通勤21回分の運賃等の額であって、最も低廉となるものの額

2 前項に規定する「経路及び方法」は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤方法を異にするものであってはならないが、職員が他の職を兼ねる等の理由により勤務場所が所在地を異にして2以上あるためこれにより難しい場合等やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。この場合における運賃等相当額は、同項に規定にかかわらず、同項に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とする。

3 第1項第2号に規定する「最も低廉となるもの」の計算方法は、次の各号に掲げる通勤に利用する交通機関等の区分に応じ、当該各号に掲げるところによる。この場合において、当該交通機関等が、第1号又は第2号に掲げるいずれの交通機関等にも該当するときには、これらに掲げる額のうち、いずれか低い方の額とする。

(1) カード乗車券又はプリペイドカード（以下「カード乗車券等」という。）を発行している交通機関等 当該利用区間に係る普通乗車券の価額（カード乗車券等を利用して2以上の交通機関を乗り継ぐことによって料金が割り引かれる交通機関については、当該割引後の価額）にカード乗車券等1枚の購入価額を使用することができる額で除して得た割合（価額の異なるカード乗車券等を発行している場合は、最も低くなる割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に42を乗じた額

(2) 回数券を発行している交通機関等（次号に規定する交通機関等を除く。） 当該利用区間に係る最も綴枚数の多い回数券綴1綴りの価額をその回数券の綴枚数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に42を乗じた額

(3) 金券方式の回数券のみを発行している交通機関等 当該利用区間に係る普通乗車券の価額と同区間に係る回数券綴1綴りの購入価額をその回数券綴の表示価額で除して得た割合（価額の異なる金券方式の回数券を発行している場合は、最も低くなる割合）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に42を乗じた額

(4) 前3号に掲げる交通機関等以外の交通機関等 普通乗車券の価額に42を乗じた額

4 前3項の規定により運賃等相当額の算出する場合には、次の各号に掲げるとおり取扱うものとする。

- (1) 2以上の種類を異にする交通機関等を利用する職員の交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する交通機関等は、原則として、通常の通勤の経路及び方法に係る交通機関等に含まれないものとする。
- (2) 同一区間に2以上の鉄道路線が運行している場合には、そのうちもっとも低廉となるものをもって運賃等の額の算出の基礎となる交通機関等とする。ただし、時間、運行状況等の利用条件において、他の鉄道路線と比較して不合理であると認められる場合を除く。
- (3) 株主優待券等運賃等の負担を必要としない証票により通勤する場合にあっては当該証票を利用する交通機関等の運賃等は含まれないものとする。

(一部改正 平成18年達第149号、平成21年達第8号、平成23年達第28号、平成27年達第45号、平成28年達第46号、令和4年達第67号、令和5年達第145号)

#### (通勤手当を支給できない場合)

第19条 第16条の規定により通勤手当が支給される職員（次条において「支給対象職員」という。）が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の手当は支給できない。

(一部改正 平成18年達第149号)

#### (通勤手当の届出)

第20条 職員は、新たに支給対象職員である要件を具備するに至った場合及び住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する交通機関等の運賃等の額に変更があった場合には、その通勤の実情を速やかに届け出なければならない。当該変更により支給対象職員たる要件を欠くに至った場合においても同様とする。

- 2 職員に新たに支給対象職員である要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当が支給されている職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、解雇され、又は死亡した日、通勤手当が支給されている職員が支給対象職員である要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、新たに派遣職員になった者が支給対象職員である場合には、通勤手当を派遣職員となった日の属する月から支給するものとする。
- 4 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。第2項ただし書の規定は、手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

### 第6節 初任給調整手当

#### (初任給調整手当)

第21条 次の各号に掲げる職員には、35年間（第2号又は第4号に掲げる職員にあっては、

10年間)、初任給調整手当を支給する。ただし、初任給調整手当を支給されていた期間(支給されていたものとされる期間を含む。)を通算して35年(第2号又は第4号に掲げる職員にあっては、10年)に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)卒業の日から37年(医師法(昭和23年法律第201号)に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を経た者にあつては39年、医師法の一部を改正する法律(昭和43年法律第47号)による改正前の医師法に規定する実地修練(以下「実地修練」という。)を経た者にあつては38年)を経過するまでの期間(以下「経過期間」という。)内に、教育職給料表の適用を受ける職員(医師法第6条第2項に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第262号)第6条第2項に規定する歯科医師免許証(以下「免許」という。)を有する者に限る。)として新たに採用された者(第10条の規定により管理職手当の支給を受ける者(以下「管理職手当受給者」という。)を除く。)

(2) 看護保健職給料表の適用を受ける職員(助産師補及び看護師補を除く。)として新たに採用された者(管理職手当受給者を除く。)

(3) 経過期間内に、教育職給料表の適用を受ける職員のうち、新たに免許を有する者となったもの

(4) 助産師補又は看護師補から新たに助産師又は看護師になった職員(管理職手当受給者を除く。)

2 初任給調整手当の月額は、職員の区分及び採用の日又は前項第3号若しくは第4号に掲げる職員になった日以後の期間に応じた別表第8(初任給調整手当表)に掲げる額とする。この場合において、前項第1号又は第3号に掲げる職員で大学卒業の日からそれぞれ同項第1号又は第3号に掲げる職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなる者(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。)に対する同表の適用については、同項第1号又は第3号に掲げる職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

3 初任給調整手当を支給されている職員が、就業規則第14条の規定により休職にされ、又は公立大学法人名古屋市立大学職員の育児休業等に関する規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第17号。以下「育児休業規程」という。)第2条の規定による育児休業(以下「育児休業」という。)若しくは公立大学法人名古屋市立大学職員の配偶者同行休業に関する規程(令和4年公立大学法人名古屋市立大学達第44号)第5条(同規程第6条において準用する場合を含む。)の規定による配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」という。)をした場合(育児休業又は配偶者同行休業(以下「育児休業等」という。)をした場合については、第1項第2号又は第4号に掲げる職員に限る。)における当該職員に対する別表第8(初任給調整手当表)の適用については、当該休職の期間又は当該育児休業等の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

4 第1項各号に該当する職員となった者のうち、当該職員となった日前に初任給調整手

当を支給されていたことのある者で同項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（同項第2号又は第4号に掲げる職員にあっては、10年）を超えることとなるものに係る手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（  
一部改正 平成19年達第31号、平成21年達第98号、令和3年達第40号、令和4年達第67号）

## 第6節の2 医療従事者等処遇改善手当（第21条の2）

（この節追加 令和4年達第152号）

### （医療従事者等処遇改善手当）

第21条の2 各病院等に勤務する職員のうち次の表中欄に掲げる職種にある職員には、医療従事者等処遇改善手当を支給する。

区分	職種	月額
看護職員 （みらい光生病院又はリハビリテーション病院に勤務する職員を除く。）	助産師、看護師及び准看護師	10,900円
医療技術者等 （みらい光生病院又はリハビリテーション病院に勤務する職員を除く。）	看護補助者、理学療法士、作業療法士及び理事長が別に定める職種	3,200円
主として医療に従事する職員	理事長が別に定める職種	6,000円

- 2 前項の表看護職員の項に掲げる職種にある者及び医療技術者等の項に掲げる職種にある者のうち、主として医療に従事する職員の項に掲げる職種にも該当するものには、看護職員又は医療技術者等の各項に掲げる月額に主として医療に従事する職員の項に掲げる月額を加算して支給する。

（一部改正 令和5年達第112号、令和6年達第115号、令和7年達第31号）

## 第7節 特殊勤務手当

### （特殊勤務手当の種類等）

第22条 著しく危険、不快、不健康又は困難な業務その他の著しく特殊な業務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料に組入れることが不可能であるか、又は困難若しくは不適当な事情があるときは、その特殊性に応じて、当該業務に従事する職員に、特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、対象となる業務及び支給額は、別表第9（特殊勤務手当一覧表）のとおりとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、この規程で定める業務以外の勤務で特別の考慮を必要とするものに対しては、理事長は、臨時に特殊勤務手当を支給することができるものとし、当該手当の支給対象業務及び額その他支給に関する事項については、理事長が別に定める。

（一部改正 平成21年達第98号、令和3年達第40号）

### （特殊勤務手当の支給方法）

第23条 特殊勤務手当を支給する場合において、職員が従事した業務が2以上の特殊勤務手当の支給要件に該当するとき（特殊勤務手当の額の基礎となる期間（日額により定められた特殊勤務手当にあっては、1日）の異なる時点において2以上の支給要件に該当する場合を含む。）は、特殊勤務手当の額が月額により定められたもの、日額により定められたもの、時間を単位として定められたもの及びその他の方法により定められたものの順位によるものとし、同順位となるものが2以上ある場合にあっては、定められた額の最も高い手当の1についてのみ支給するものとする。ただし、別表第9（特殊勤務手当一覧表）に掲げる特殊勤務手当のうち併給が認められているものについては、この限りではない。

2 日額により定められた特殊勤務手当を受けることのできる業務に従事した場合において、その業務が当日から引き続いて翌日にわたったときには、すべて当日に当該業務に従事したものとみなす。

3 日額により定められた特殊勤務手当を受けることのできる業務に従事した職員は、その従事した時間が1日において3時間50分未満であるときは、日額に2分の1を乗じて得た額を当該業務に対する手当とする。

4 次の各号のいずれかに該当する職員が、月額により定められた特殊勤務手当を受けることのできる業務に従事した場合には、当該手当の額を日割計算して支給するものとする。

(1) 月の初日（週休日又は勤務時間規程第6条に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い週休日又は休日でない日）後の日において当該業務に従事することを命ぜられた職員

(2) 月の末日（その日が週休日又は休日であるときは、その日前においてその日に最も近い週休日又は休日でない日）前の日において当該業務に従事することがなくなった職員

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員のうち、1月において当該業務に従事しない日が、週休日、休日及び勤務時間規程第10条から第17条までに規定する休暇（無給である休暇を除く。）を除き、10日（半日単位で勤務時間規程第19条に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）又は勤務時間規程第20条に規定する介助休暇（以下「介助休暇」という。）を取得した場合には半日単位2回をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。）以上ある者

5 前項に規定する日割計算は、月額に25分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）に職員が当該業務に従事した日数を乗ずる方法による。ただし、日割計算によるその月分の手当の支給額が月額を超えるときは、支給額は月額とする。

6 第4項第1号及び第2号に規定する場合以外の場合において、職員が月の初日から末日までの全日数にわたって業務に従事しなかったときは、特殊勤務手当を支給しない。

（一部改正 平成19年達第3号及び第72号、平成21年達第98号、平成22年達第18号及び第79号、令和2年達第117号、令和3年達第2号、令和3年達第28号、令和6年達第77号）

## 第8節 超過勤務手当

### (超過勤務手当)

第24条 週休日に勤務することを命ぜられた職員又は正規の勤務時間を割り振られた日にその割り振られた正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、週休日に勤務した時間又は割り振られた正規の勤務時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条第2項の規定により休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、月の初日から末日までの間における週休日の勤務及び正規の勤務時間を割り振られた日の割り振られた正規の勤務時間を超えた勤務に係る時間数を合算した時間数が60時間を超えた場合に、その超えた時間の勤務に対して同項の規定を適用するときには、同項に規定する割合を、当該割合に100分の25を加算した割合とする。

3 第1項に規定する勤務した時間は、その月分を、割合ごとにその時間数を集計するものとし、その集計した時間数に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 旅行を命ぜられた職員については、勤務時間規程第23条の3ただし書に規定するところにより理事長が別に定めた場合を除き、旅行の期間中、労働基準法第38条の2第1項本文の規定に基づき、正規の勤務時間を勤務したものとし、超過勤務手当を支給しない。

5 勤務時間規程第7条の2第1項の規定の適用を受ける者（同条第2項の規定による同意をしなかった者及び同意を撤回した者を除く。以下「裁量労働制適用教員」という。）が、土曜日又は日曜日に、特に勤務をすることを命ぜられた場合（入試（第27条第1項及び第2項に規定する入試業務手当の支給を受けるもの（大学入学共通テストに係るものを除く。）を除く。）、講義、公開講座、OSCE（臨床実習に必要な技能及び態度についての客観的臨床能力に係る試験をいう。）又はオープンキャンパス（名古屋市立大学（以下「本学」という。）の受験を希望する者若しくはその可能性がある者又はその保護者を対象に法人の施設及び敷地を開放し、本学の概要等を説明する機会をいう。）を実施するためにする直接の勤務に限る。）であって、当該裁量労働制適用教員にとって、当該業務に従事することが、当該業務に従事した月において相当な負荷をかけることとなるものとして理事長が別に定めるときにあっては、特に週休日の割振変更を行わず、当該土曜日又は日曜日の勤務に対して、超過勤務手当を支給する。

（一部改正 平成22年

達第18号、平成24年達第7号、平成25年達第58号、平成26年達第1号、令和3年達第2号、令和6年達第115号）

## 第9節 休日勤務手当

### (休日勤務手当)

第25条 職員には、正規の勤務時間が割り振られた日が休日にあたり、勤務時間規程第6

条第2項の規定により勤務しない場合にあっても、当該日に割り振られた正規の勤務時間に係る給与を支給する。

- 2 正規の勤務時間が割り振られた日が休日にあたる場合において、当該日に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間中において勤務した時間（勤務時間規程第10条第1項の規定により代日休暇が与えられた時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間を超えた勤務時間又は代日休暇を与えた休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。
- 3 前項に規定する勤務した時間の時間数の集計については、前条第3項の規定を準用する。
- 4 休日に旅行を命ぜられた職員の休日勤務手当については、前条第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「超過勤務手当」とあるのは「休日勤務手当」と読み替える。

（一部改正 平成18年達第85号、平成22年達第18号、平成24年達第7号）

## 第10節 夜勤手当

### （夜勤手当）

第26条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、当該時間のうち、休憩時間及び睡眠時間を除く実際に勤務した時間に対して、勤務1時間につき、1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げる。）を夜勤手当として支給する。

- 2 前項に規定する勤務した時間の集計については、第24条第3項の規定を準用する。

（一部改正 平成18年達第84号、平成22年達第18号）

## 第10節の2 宿日直手当等

（一部改正 令和3年達第40号、令和5年達第112号）

### （宿日直手当）

第26条の2 各医療センターに勤務する職員（看護保健職給料表の適用を受ける職員のうち、看護師長及び助産師長並びに手術室に勤務する職員に限る。）又は病院、みらい光生病院、みどり市民病院若しくはリハビリテーション病院に勤務する教員で宿日直勤務を命ぜられた職員には、宿日直手当を支給する。

- 2 前項に規定する宿日直勤務は、第24条から前条までの勤務には含まれないものとする。
- 3 宿日直手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（この条追加 令和3年達第40号

一部改正 令和5年達第112号及び125号、令和6年達第115号、令和7年達第31号）

### （待機手当）

第26条の2の2 各病院等（リハビリテーション病院を除く。）において、正規の勤務時間外の緊急呼出等に備えて所属長から病院外待機を命ぜられた職員（調剤、検査、手術及び生命維持管理装置の操作業務に対応する職員（教員を除く。）に限る。）には、待機手当を支給する。

- 2 前項に規定する待機時間は第24条から第26条までの勤務には含まれないものとする。

3 待機手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(この条追加 令和5年達第112号 一部改正 令和7年達第31号、令和7年達第125号)

### 第10節の3 管理職員特別勤務手当

(一部改正 平成21年達第104号、令和3年達第40号)

#### (管理職員特別勤務手当)

第26条の3 管理職手当受給者が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日又は休日に1時間以上勤務に従事した場合（以下「1項勤務」という。）は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。ただし、勤務時間規程第10条に規定する代日休暇を与えた休日の勤務に対しては、当該手当を支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当受給者が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外の時間に1時間以上勤務に従事した場合（以下「2項勤務」という。）は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給することができる。

3 管理職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、次の表の職員の区分に応じて、同表の1項勤務の欄に掲げる額（勤務に従事した時間が3時間に満たない場合は当該額に100分の50を乗じて得た額、6時間を超える場合は当該額に100分の150を乗じて得た額）又は2項勤務の欄に掲げる額とする。

職員の区分	金額	
	1項勤務	2項勤務
第10条第1項及び第2項の表に掲げる区分がAに属する職にある職員	10,000円	5,000円
第10条第1項に掲げる区分がB、C、D、E、F又はGに属する職にある職員及び同条第2項の表に掲げる区分がB、C又はDに属する職にある職員	8,500円	4,300円
第10条第2項の表に掲げる区分がEに属する職にある職員	7,000円	3,500円
第10条第1項に掲げる区分がH又はIに属する職にある職員及び同条第2項の表に掲げる区分がFに属する職にある職員	6,000円	3,000円

4 第10条第1項及び第2項の表職の欄に掲げる職のうちの複数の職に就く者に前3項の規定を適用するにあたっては、現に従事した業務が同条第5項の規定により管理職手当の支給対象となる職にある者に係るものである場合に、当該職にある者に対して前3項の規定を適用することによって算定することができる額を支給する。

5 1項勤務に引き続いて2項勤務に従事した職員には、その引き続く2項勤務に係る第3項の規定による手当を支給しない。ただし、2項勤務の間に休憩等に要した時間が連続して3時間以上ある場合には、この限りでない。

6 第22条各項に規定する特殊勤務手当（別表第9に掲げる緊急呼出業務手当に限る。）

の支給対象となる業務については、当該手当が支給される者（裁量労働制適用教員以外の教員に限る。）に対して、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（一部改正 平成21年達第104号、平成24年達第7号、第76号、平成25年達第66号、平成27年達第45号、令和2年達第58号、令和3年達第40号、令和5年達第125号）

## 第11節 入試業務手当

### （入試業務手当）

第27条 教員が、入学試験に関する業務に従事する場合には、入試業務手当を支給する。

- 2 入試業務手当の支給額は、別表第9の2（入試業務手当一覧表）のとおりとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第24条第5項の規定により超過勤務手当を支給する場合（大学入学共通テストに係るものに限る。）には、入試業務手当は支給しない。

（一部改正 平成19年達第31号、第72号、平成20年達第20号、平成21年達第98号、第104号、平成24年達第7号、平成26年達第1号、令和3年達第2号）

### 第11節の2 応援診療手当（第27条の2）

（一部改正 令和3年達第40号）

### （応援診療手当）

第27条の2 教員が、各病院等からの応援要請に応じて診療業務に従事する場合には、応援診療手当を支給する。

- 2 応援診療手当の支給額は、別表第9の3（応援診療手当一覧表）のとおりとする。
- 3 応援診療手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（この条追加 令和3年達第40号）

## 第12節 期末手当及び勤勉手当

### （期末手当）

第28条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日に退職し、解雇され、又は死亡した職員（就業規則第22条第2号、第3号、第9号又は第10号の規定により解雇された者を除く。）及び基準日に新たに職員になった者を含み、基準日において次の各号に掲げる職員である者を除く。）に、期末手当を支給する。

- (1) 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定により休職にされている職員をいう。）
- (2) 専従休職者（就業規則第14条第1項第6号の規定により休職にされている職員をいう。以下同じ。）
- (3) 停職者（就業規則第37条及び第38条第3号の規定により停職にされている職員をいう。以下同じ。）
- (4) 育児休業職員（育児休業をしている職員をいう。以下同じ。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間に次に掲げる期間（基準日以前6箇月以内の期間において、第6項各号に掲げる者から引き続き職員となった者にあつては、その期間内におけるこれに相当する期間を含む。）がある職員以外の職員
  - ア 現に勤務した期間
  - イ 勤務時間規程第4章に規定する休暇の期間その他勤務しないことにつき承認のあった期間（育児休業職員であつた期間を除く。）

(5) 配偶者同行休業職員（配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。）

2 前項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員（次の各号に掲げる職員を除く。）についても、同項に規定する職員に準じて期末手当を支給する。

(1) 就業規則第22条第2号、第3号、第9号又は第10号の規定により解雇された者

(2) その退職し、解雇され、又は死亡した日において、前項各号のいずれかに該当する職員であった者

(3) その退職し、又は解雇された日後基準日までの間において、再び職員に採用された者

(4) その退職に引き続き次に掲げる者となったもの

ア 法人の役員（理事長、副理事長、理事及び監事をいい、非常勤の者を除く。以下「役員」という。）

イ 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の適用を受ける者（同条例第22条及び附則第14条の適用を受ける者を除く。）及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第2条第1項に規定する職員（以下「名古屋市職員」といい、その退職時に派遣職員である者又は公立大学法人名古屋市立大学職員の退職手当に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第18号。以下「退職手当規程」という。）第2条第2号の規定の適用を受ける者に限る。）

ウ 退職手当規程第2条第3号に規定する国等（以下「国等」という。）の職員（次に掲げる要件をすべて満たす職員に限る。）

(ア) 法人と国等との人事交流によるものであること。

(イ) 期末手当及び勤勉手当に相当する給付に関する国等の規定に、法人の職員として在職し、又は勤務した期間を国等の職員として在職し、又は勤務した期間に通算することが定められていること。

3 基準日前1箇月以内において、職員としての退職又は解雇が2回以上ある者について前項を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職又は解雇のみをもって当該退職又は解雇とする。

4 期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に別表第10（期末手当支給割合表）に掲げる基準日以前6箇月以内の在職期間及び職員の区分に応じて同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

5 期末手当基礎額は、職員が基準日（退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日。以下この項において同じ。）に現に受けることのできる給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。この場合において、当該合計額に、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が認める職員にあっては、その者が基準日に現に受けることのできる給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（管理職手当受給者にあっては、その額にその者が基準日に現に受けることのできる給料の月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を当該期末手当基礎額とする。

6 第4項に規定する「在職期間」とは、職員として在職した期間から就業規則第13条の2第1項の規定によりクロスアポイントメントを命ぜられた職員（公立大学法人名古屋市立大学クロスアポイントメント制度に関する規程（令和元年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）第10条第1項に規定する協定により決定された給与の額に当該期間における期末手当に相当する額が含まれる者に限る。）であった期間（以下「クロスアポイントメント期間」という。）、専従休職者であった期間、停職者であった期間及び育児休業職員（公立大学法人名古屋市立大学職員の育児休業等に関する規程第2条第2項に規定する期間内にある育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員及びそれ以外の育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。以下この条及び第29条第6項第3号において同じ。）又は配偶者同行休業職員であった期間の2分の1に相当する期間を除算した期間とする。この場合において、基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者から引き続き職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間（名古屋市又は国等における労働組合又はこれに準ずるものの業務に専従するために休職にされていた期間及び育児休業職員又は配偶者同行休業職員に相当する職員であった期間の2分の1に相当する期間を除く。）を、第4項に規定する在職期間に通算する。

(1) 名古屋市職員（派遣職員である者又は退職手当規程第7条第6項の規定の適用を受ける者に限る。）

(2) 国等の職員（次に掲げる要件をすべて満たす職員に限る。）

ア 第2項第4号ウに掲げる要件

イ 期末手当及び勤勉手当に相当する給付に関する国等の規定により、第2項の規定により基準日1箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員に支給される期末手当及び勤勉手当に相当する給付を国等から受けていないこと。

(3) 役員

(4) 公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び語学講師就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第28号）第2条第2項に定める語学講師

(5) 公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第29号）の適用を受ける職員

(6) 公立大学法人名古屋市立大学月給制職員及び時給制職員就業規則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第16号）第2条第1項に定める月給制職員

(7) 公立大学法人名古屋市立大学寄附講座等教員（常勤）及び特任教員（常勤）就業規則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第76号）の適用を受ける職員

（一部改正 平成19年達第3号、

平成21年達第98号、平成22年達第92号、平成23年達第85号、平成26年達第26号、令和元年達第10号、令和2年達第58号、令和2年達第86号、令和3年達第69号、令和4年達第67号、令和7年達第125号）

#### （勤勉手当）

第29条 基準日に在職する職員（基準日に退職し、解雇され、又は死亡した職員（就業規則第22条第2号、第3号、第9号又は第10号の規定により解雇された者を除く。）及び

基準日に新たに職員になった者を含み、基準日において次の各号に掲げる職員である者を除く。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、勤勉手当を支給する。

(1) 前条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる職員

(2) 育児休業職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間に次に掲げる期間(基準日以前6箇月以内の期間において、前条第6項各号に掲げる者から引き続き職員となった者にあつては、その期間内におけるこれに相当する期間を含む。)がある職員以外の職員

ア 現に勤務した期間

イ 勤務時間規程第13条に規定する出産休暇の期間

2 前項の規定にかかわらず、基準日前1箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員(次の各号に掲げる職員を除く。)についても、基準日に在職する職員に準じて勤勉手当を支給する。

(1) 前条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる職員

(2) その退職し、解雇され、又は死亡した日において、前項各号のいずれかに該当する職員であった者

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

4 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額に別表第11(勤勉手当支給割合表)に掲げる基準日以前6箇月以内の勤務期間及び職員の区分に応じて同表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

5 勤勉手当基礎額の算定については、前条第5項の規定を準用する。ただし、一般職給料表、医療技術職給料表及び看護保健職給料表の7級以上の者については扶養手当を勤勉手当基礎額に含めないものとする。

6 第4項に規定する「勤務期間」とは、職員として在職した期間から次の各号に掲げる期間を除算した期間とする。この場合において、基準日以前6箇月以内の期間において、前条第6項第1号から第3号までに掲げる者から引き続き職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間(当該各号に掲げる期間に相当する期間を除く。)を、第4項に規定する勤務期間に通算する。

(1) 前条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる職員であった期間

(1) の2 クロスアポイントメント期間

(2) 就業規則第14条の規定により休職にされている期間(業務又は通勤(地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。)に起因する負傷又は疾病により休職にされている期間、業務遂行中に行方不明になったことにより休職にされている期間及び前号に掲げる期間を除く。)

(3) 育児休業職員であった期間

(4) 介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から当該期間内の週休日及び休日を除いた期間が30日(勤務しなかった時間7時間45分をもって1日と換算する。次号及び第6号において同じ。)を超える場合には、その勤務しなかった期間

(4) の2 勤務時間規程第19条の2に規定する介護時間休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間(勤務しなかった時間7

時間45分をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。)

(4) の3 介助休暇及び勤務時間規程第20条の2に規定する傷病通院休暇（以下「傷病通院休暇」という。）の期間（その中の週休日及び休日を含み、時間単位により当該休暇を取得した場合には、8時間をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。）

(5) 勤務時間規程第21条に規定する病気休暇（同条第5項に規定するがん通院等病気休暇を含む。以下「病気休暇」という。）を取得して、引き続き勤務しなかった期間（業務又は通勤に起因する負傷又は疾病により勤務しなかった期間を除く。）が52日を超える場合には、その勤務しなかった期間（当該期間中の週休日及び休日を含み、時間単位により当該病気休暇を取得した場合には、8時間をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。）

(6) 育児休業規程第7条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった期間（勤務しなかった時間7時間45分をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。）

(7) 承認を得ないで勤務しなかった期間（その中の週休日及び休日を含む。）

7 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる期間を除算した後の期間が週休日及び休日のみである場合には、前項に規定する在職期間はなかったものとする。

8 基準日の属する年度の前年度において、理事長が別に定める評価結果が良好でないと認められる客観的事由に該当した教員の勤勉手当の額は、第4項の規定にかかわらず、支給期ごとに、別表第11に掲げる支給割合から次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に掲げる割合を減じた割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給割合から減じる割合が支給割合以上となるときは、勤勉手当は支給しない。

(1) 教育職給料表（教育職（診療）給料表を含む。以下同じ。）の職務の級4級の職員 0.08月

(2) 教育職給料表の職務の級3級の職員 0.06月

(3) 教育職給料表の職務の級2級の職員 0.04月

(4) 教育職給料表の職務の級1級の職員 0.02月

9 基準日以前6箇月以内の期間に次の各号に掲げる事由に該当し、勤務成績が良好でないと認められる職員には、第4項の規定にかかわらず、同項に規定する額（以下この項において「支給額」という。）から当該各号に掲げる事由に応じて当該各号に掲げる額を合算した額を減じた額をもって勤勉手当の額とする。この場合において、支給額から減じる額が支給額以上となるときは、勤勉手当は支給しない。

(1) 就業規則第38条第1号に規定する戒告の処分を受けた場合 支給額に10分の2の割合を乗じて得た額に当該処分を受けた回数乗じて得た額

(2) 就業規則第38条第2号に規定する減給の処分を受けた場合 支給額に10分の4の割合を乗じて得た額に当該処分を受けた回数乗じて得た額

(3) 就業規則第38条第3号に規定する停職の処分を受けた場合 支給額に10分の6の割合を乗じて得た額に当該処分を受けた回数乗じて得た額

(一部改正 平成20年達第112号、平成21年達第98号、平成22年達第18号及び第79号、平成23年達第85号、平成26年達第26号、平成28年達第46号、平成28年達第98号、令和2年達第58号、令和2年達第93号、令和4年達第67号、令和5年達第158号、令和6年達第115号、令和7年達第125号)

**(期末手当及び勤勉手当の支給制限)**

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当又は勤勉手当(第3号に掲げる者については、その支給を一時差し止めた期末手当又は勤勉手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第22条第2号、第3号、第9号又は第10号の規定により解雇された職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員(前号に掲げる者を除く。)で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 次条第1項の規定により期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める措置を受けた者(当該措置を解除された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

2 第28条第6項各号に掲げる者から引き続き職員となった場合には、同号に掲げる者として在職した期間は、前項第3号に規定する在職期間とみなす。

**(期末手当及び勤勉手当の一時差止め)**

第31条 第28条又は第29条の規定により支給日に期末手当又は勤勉手当を支給することとされていた職員のうち、基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止めることがある。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当又は勤勉手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当又は勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項第2号に規定する「その者に対し期末手当又は勤勉手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当又は勤勉手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき」とは、その者の逮捕の理由となった犯罪又はその者が犯したと思料される犯罪(以下「逮捕の理由となった犯罪等」という。)に係る法定刑の上限が禁錮以上の刑に当たるものであるときをいうものとする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合には、その者が当該逮捕の理由となっ

た犯罪等に関し起訴される可能性がない等のため、前項の規定による期末手当又は勤勉手当の支給を一時差し止める措置（以下「一時差止措置」という。）を行わないものとする。

(1) その者が死亡した場合又はその者の逮捕の理由となった犯罪等について、犯罪後の法令により刑が廃止された場合若しくは大赦があった場合

(2) その者の逮捕の理由となった犯罪等に係る刑事事件に関し既に公訴を提起しない処分がなされている場合

(3) その者が、その者の逮捕の理由となった犯罪等について、法定刑の上限として罰金以下の刑が定められている犯罪に係る起訴をされた場合又は略式手続による起訴をされた場合

3 一時差止措置を行う場合には、あらかじめ一時差止措置を受けるべき者の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合については、この限りでない。

(1) 一時差止措置を受けるべき者の所在が知れない場合

(2) 一時差止措置を受けるべき者が逮捕又は勾留されていることによって、その者の供述を聴くことができない場合

4 理事長は、一時差止措置について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止措置を解除するものとする。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを解除することが一時差止措置の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止措置を受けた者が当該一時差止措置の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止措置を受けた者については、当該一時差止措置の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止措置を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止措置に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項ただし書に規定する「これを解除することが一時差止措置の目的に明らかに反すると認めるとき」とは、一時差止措置を受けた者が現に逮捕又は勾留されている等、その者が起訴される可能性が極めて高いと認められる場合をいうものとする。

6 第28条第6項各号に掲げる者から引き続き職員となった場合には、同号に掲げる者として在職した期間は、前項に規定する在職期間とみなす。

7 第1項の規定は、理事長が、一時差止措置後に判明した事実又は生じた事情に基づき、第2項各号に掲げる事由に該当し、期末手当及び勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止措置を解除することを防げるものではない。

8 一時差止措置を行う場合は、当該一時差止措置を受けるべき者に対し、当該一時差止措置の際、一時差止措置を行う旨及びその事由を記載した一時差止措置通知書を交付するものとする。なお、一時差止措置を受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を法人の掲示場に掲示することをもってこれに代えるものとし、当該掲示から起算して2週間を経過した日に当該通知書の交付があったものとみなす。

- 9 理事長は、一時差止措置を解除した場合は、当該一時差止措置を受けた者に対し、速やかに、理由を付してその旨を記載した一時差止措置解除通知書を交付する。

#### 第4章 休職者等の給与

##### (業務災害又は通勤災害により勤務できない場合の給与)

第32条 職員が業務又は通勤に起因する負傷又は疾病に係る療養のため勤務することができない職員（業務又は通勤に起因する負傷又は疾病により病気休暇を取得している者又は就業規則第14条第1項第1号の規定により休職にされている者に限る。）は、その勤務することができない期間中、次の各号に掲げる給与を支給する。

- (1) その勤務することができない期間中も勤務したものとした場合に支給されることとなる給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、初任給調整手当、医療従事者等処遇改善手当及び特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。）
- (2) 期末手当及び勤勉手当
- (3) 次項に規定する平均実績給与額にその勤務をすることができない期間の歴日数を乗じて得た額

- 2 平均実績給与額は、業務又は通勤に起因する負傷又は疾病が生じた日の属する月の前月の末日から起算して過去3月間（その期間内に職員となった者については、その職員となった日までの間）にその職員に支給された特殊勤務手当（月額以外で支給されるものに限る。）、超過勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、待機手当、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当の総額を、その期間の総日数で除して得た額とする。

(一)

部改正 平成19年達第72号、平成21年達第104号、令和2年達第117号、令和3年達第2号、令和3年達第40号、令和4年達第152号、令和5年達第112号、令和6年達第77号)

##### (休職中の給与)

第33条 職員が結核性疾患（業務又は通勤に起因する場合を除く。）にかかり、就業規則第14条第1項第1号に規定する事由に該当して休職にされたときは、当該休職の日前に接続するその者の引き続き勤務しなかった期間の初日（休職中の職員が復職し、復職日後1年以内に同一の傷病により再び同号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、前の休職に係る休職の期間及び当該休職の日前に接続するその者の引き続き勤務しなかった期間を通算した期間の初日。以下次項において同じ。）から起算し、満2年に達するまでの休職の期間中は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、医療従事者等処遇改善手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100、満2年を超える休職の期間中は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、医療従事者等処遇改善手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の90を支給する。

- 2 職員が前項以外の心身の故障（業務又は通勤に起因する場合を除く。）により、就業規則第14条第1項第1号に規定する事由に該当して休職にされたときは、当該休職の日前に接続するその者の引き続き勤務しなかった期間の初日から起算し、満1年6月に達するまでの休職の期間中は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、医療従事者等処遇改善手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の80を支給する。

- 3 結核性疾患と結核性疾患以外の心身の故障とをあわせて休職の事由とする場合又は結

核性疾患以外の心身の故障による休職から引き続き結核性疾患により休職にされた場合若しくは結核性疾患による休職から引き続き結核性疾患以外の心身の故障により休職にされた場合には、当該休職を結核性疾患により休職にされ、又は通じて結核性疾患により休職にされたものとみなして第1項の規定を適用するものとする。

- 4 職員が就業規則第14条第1項第2号に規定する事由に該当して休職にされたときは、理事長の裁量により、予算の範囲内で、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び医療従事者等処遇改善手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第3号又は第4号に規定する事由に該当して休職にされたときは、理事長の裁量により、当該職員の受ける学資金又は報酬等の額を考慮して予算の範囲内で、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、医療従事者等処遇改善手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第5号に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、医療従事者等処遇改善手当、期末手当及び勤勉手当のそれぞれ100分の100（休職の原因である災害が業務に起因しない場合にあつては、100分の70）を支給することができる。
- 7 職員が就業規則第14条第1項第7号に規定する事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間中の給与については、その都度、理事長が定める。
- 8 休職にされた職員には、前各項の規定により給与を支給する場合を除き、給与を支給しない。

（一部改正 平成19年達第31号、平成20年達第20号、平成21年達第18号及び第64号、令和4年達第152号）

#### （育児休業者の給与）

第34条 育児休業職員には、育児休業をしている期間中、第28条又は第29条の規定により期末手当又は勤勉手当を支給する場合を除き、給与を支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、育児休業規程第6条の2に規定に基づき勤務した職員の給与については、その勤務する1時間につき、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額（1日の勤務が正規の勤務時間を超える勤務にあつては、当該給与額に100分の125を乗じて得た額）を支給することができることとし、当該給与の支給以外については、勤務した期間として取り扱わない。

（一部改正 令和7年達第125号）

#### （配偶者同行休業者の給与）

第34条の2 配偶者同行休業職員には、配偶者同行休業をしている期間中、給与を支給しない。

（この条追加 令和4年達第67号）

## 第5章 その他

### （裁量労働制適用教員に対する適用除外）

第34条の3 裁量労働制適用教員には、第24条各項の規定（週休日における勤務に対して適用する部分を除く。）は適用しない。

2 第22条各項に規定する特殊勤務手当（別表第9に掲げる夜間・休日等診療業務手当、緊急呼出業務手当及び夜間・休日等手術手当に限る。）の支給対象となる業務については、当該手当が支給される者（裁量労働制適用教員に限る。）に対して、第24条各項の規定（週休日における勤務に対して適用する部分に限る。）並びに第25条、第26条及び第26条の3各項の規定は適用しない。

（一部改正 平成24年達第7号、第58号、令和3年達第40号、令和4年達第67号）

#### （給与の減額）

第35条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合（次の各号に掲げる場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 就業規則第37条第3項に規定により就業禁止を命ぜられて、勤務しなかった場合

(2) 勤務時間規程第14条に規定する生理休暇を取得して、勤務しなかった場合（1回の休暇につき2日を超える期間取得した場合の2日を超える部分に限る。）

(3) 修学支援休暇、組合無給休暇、一斉休業無給休暇、介護休業、介護時間休暇、介助休暇又は傷病通院休暇（業務上又は通勤に起因する負傷又は疾病の治療のために利用した場合を除く。）を取得して、勤務しなかった場合

(4) 部分休業の承認を受けて、勤務しなかった場合

(5) 正規の勤務時間中に公立大学法人名古屋市立大学役員及び職員の兼業に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第21号）に規定する兼業又は兼職に従事する場合（同規程第8条第3項の規定により給与を減額するものに限る。）

2 職員が心身の故障（結核性疾患、業務又は通勤に起因すると認められるものを除く。）により特に承認を受けて勤務しないとき（病気休暇を引き続き90日（勤務時間規程第21条第3項の規定により通算する場合には、通算して90日（勤務時間規程第21条第5項に規定するがん通院等病気休暇（8時間をもって1日と換算し、換算後に1日に満たない端数があるときは1日とする。）の日数を含む。））を超える場合に限る。）には、その月におけるその勤務を要しない勤務時間（病気休暇を取得した期間（90日を超える部分に限る。）の正規の勤務時間を割り振られた日（休日及び勤務時間規程第12条から第16条までに規定する休暇を除く。）の勤務時間をいう。）の全時間数に100分の20を乗じて得た時間数を、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 前2項に規定する給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する月におけるものを、当月以降の給与の支給の際に行うものとする。ただし、第5条第1項及び第2項に規定する給料の支給日前に退職し、解雇され、又は死亡したときは、その際に減額を行うものとする。

4 前項の場合において、その月における減額の基礎となる時間を集計するものとし、その集計した時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

5 前4項に規定する給与の減額については、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額

に勤務しない時間数を乗じて得た額が、減額すべき事実のあった日の属する月の給料の月額、これに対する地域手当の月額（給料の月額に第13条第2項に規定する割合を乗じた額をいう。以下この項及び次条において同じ。）、初任給調整手当の月額、医療従事者等処遇改善手当の月額及び特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の月額の合計額を超える場合、又は月の初日から末日までの間における正規の勤務時間を割り振られた全時間が減額すべき勤務しない時間である場合は、減額すべき事実のあった日の属する月の給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、医療従事者等処遇改善手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額を減額する。

（一部改正 平成19年達第31号、平成22年達第79号、平成24年達第33号、平成26年達第26号、平成28年達第98号、平成29年達第31号、令和3年達第40号、令和4年達第152号、令和5年達第158号、令和6年達第77号）

#### （勤務1時間当たりの給与額）

第36条 第24条から第26条まで及び前条に規定する「勤務1時間当たりの給与額」とは、給料の月額、これに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額、医療従事者等処遇改善手当の月額及び特殊勤務手当の月額の合計額を第3項に規定する1月平均の正規の勤務時間数で除した額とする。

2 前項に規定する月額は、日割計算により支給される場合又は前条に規定する給与の減額がなされる場合においては、日割計算又は給与の減額がなかったものとした場合の月額とする。ただし、初任給調整手当について月の初日以外の日において当該手当の月額に異動があった月にあつては、その月の初日において受けることのできる月額とする。

3 1月平均の正規の勤務時間数は、各年の4月1日から翌年3月31日までの日数から当該期間における公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程第3条及び第6条第1項に規定する本学の週休日及び休日の日数を差し引いた日数を12で除して得た数に、7時間45分を乗じて得た時間（小数点以下第2位未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、第26条に規定する夜勤手当に係る1月平均の正規の勤務時間数にあつては148時間とする。

（一部改正 平成22年達第18号、平成26年達第26号、令和4年達第67号、令和4年達第152号、令和7年達第125号）

#### （端数処理）

第37条 この規程により計算した金額に1円未満の端数があるときは、この規程に別段の定めがある場合を除き、その端数を切り捨てる。

#### （不正受給）

第38条 事実と反する届出等により不正又は不当に、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、待機手当、管理職員特別勤務手当又は応援診療手当を受けた職員は、すでに受けた不正又は不当な当該手当を返還しなければならない。

（一部改正 平成19年達第72号、平成21年達第104号、令和3年達第40号、令和5年達第112号）

**(実施に関し必要な事項)**

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

**(この規程により難しい場合の措置)**

第40条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると理事長が認める場合には、別段の取扱いをすることができる。

(この条追加 令和3年達第40号)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、発布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(単身赴任手当の経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者のうち、施行日の前日現に職員の給与に関する条例第11条の3の規定により単身赴任手当の支給を受けていたものについては、名古屋市職員の例に準じて、単身赴任手当を支給する。この場合、支給額は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号）による改正前の職員の給与に関する条例第11条の3に規定する額とする。

(一部改正 平成28年達第46号)

3 前項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員のうち、配偶者（職員である者を除く。）又は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住する住居に係る費用を負担している者に対する住居手当の月額は、第14条第2項の規定にかかわらず、前項に規定する単身赴任手当を支給される要件となった住居の移転がなかったとしたならば第14条第2項の規定により支給されることとなる額の2分の1に相当する額及び同項の規定による額の合計額とする。

(一部改正 平成21年達第98号)

4 附則第2項の規定により単身赴任手当の支給を受ける職員に対する第32条第1項第1号及び第38条の規定の適用については、第32条第1項第1号中「及び特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。）」とあるのは「、特殊勤務手当（月額で支給されるものに限る。）及び単身赴任手当」と、第38条中「又は夜勤手当」を「、夜勤手当又は単身赴任手当」とする。

(一部改正 平成19年達第72号)

(住居手当の経過措置)

5 給与所得年額が職員である配偶者（派遣職員にあっては、職員である配偶者又は名古屋市職員である配偶者をいう。この項において同じ。）の給与所得年額より少ない職員については、施行日から平成28年3月31日までの間、第14条第1項第2号アただし書の規定を適用しないものとする。この場合において、当該職員の職員である配偶者については、当該規定に該当しない者とするものとする。

(項繰上げ 平成19年達第31号 一部改正 平成28年達第46号)

6 前項に規定する場合において、第14条第1項第2号アただし書の規定を適用しないも

のとして行う第15条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由に該当するときに限るものとする。

- (1) 前項後段に規定する当該職員（以下この項において「当該職員」という。）が、婚姻時に新たにその住居を定めたとき
- (2) 当該職員の配偶者（職員（当該職員が派遣職員の場合にあつては、職員又は名古屋市職員）を除く。）が、新たに法人（当該職員が派遣職員の場合にあつては、法人又は名古屋市）に勤務する者となったとき
- (3) 当該職員が、その住居を移転したとき

（項繰上げ 平成19年達第31号 一部改正 平成28年達第46号）

（夜間看護手当の経過措置）

- 7 別表第9の規定にかかわらず、平成21年3月1日から平成23年2月28日までの間、病院の病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補又は看護師補が正規の勤務時間として午後4時から翌日の午前9時30分までの間において看護の業務に就いた場合、夜間看護手当として、勤務1回につき、7,900円（業務に従事した時間が午前0時45分から午前9時30分までの間において2時間未満の場合にあつては3,200円、業務に従事した時間が午後4時から翌日の午前0時45分までの間において2時間未満の場合にあつては3,100円）を支給する。

（この項追加 平

成21年達第8号、一部改正 平成21年達第18号、平成22年達第3号、平成25年達第58号）

- 8 前項の業務に従事する回数が1月に8回を超えるとときの9回目以降の当該業務については、同項の手当額に400円を加算する。この場合における業務の従事回数は、午後4時から翌日の午前0時45分までの間の勤務及び午前0時45分から午前9時30分までの間の勤務それぞれが1回の勤務であるものとみなして、算定する。

（この項追加 平成21年達第8号、一部改正 平成21年達第18号、平成25年達第58号）

（平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）

- 9 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第28条第4項及び第29条第4項の規定の適用については、第28条第4項中「期末手当支給割合表（別表第10）に掲げる基準日」とあるのは「附則別表第1に掲げる平成21年6月1日」と、第29条第4項中「勤勉手当支給割合表（別表第11）に掲げる基準日」とあるのは「附則別表第2に掲げる平成21年6月1日」とする。

（この項追加 平成21年達第64号、一部改正 平成25年達第58号）

（出向職員への講師業務手当の支給）

- 10 平成23年4月1日から同年9月30日までの間に愛知県公立大学法人愛知県立大学へ出向する職員が同大学において行う臨床実習の指導業務については、同大学の学生を公立大学法人名古屋市立大学看護学部の学生であるものとみなして、第22条第2項及び別表第9（講師業務手当の項に限る。）の規定を適用する。

（この項追加 平成22年達第18号、一部改正 平成23年達第28号、平成25年達第58号）

（医師研究手当の特例措置）

- 11 第22条第2項及び別表第9の規定にかかわらず、医学研究科臨床薬学分野の教授（薬剤部長の職を命ぜられている者に限る。）にあつては、当分の間、特殊勤務手当

(医師研究手当に限る。)として、当該職員の給料月額に100分の10を乗じて得た額を支給する。

(この項追加 平成22年達第18号、一部改正 平成25年達第58号、令和3年達第40号)  
(初任給調整手当の経過措置)

- 12 第21条及び別表第8の規定にかかわらず、採用の日又は同条第1項第4号に掲げる職員となった日(以下「採用日等」という。)が、附則別表第3の採用日等が属する期間の項に掲げる期間にある職員(同項第2号又は第4号に掲げる者に限る。)に対して採用日等以後の期間に応じて支給する初任給調整手当の支給額は、同表に掲げる採用日等以後の期間及び採用日等が属する期間の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

(一部改正 平成23年達第28号、平成24年達第58号、平成25年達第58号)

(管理職手当の特例措置)

- 13 第10条の規定にかかわらず、平成25年12月1日から平成26年11月30日までの間において支給する管理職手当の額は、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第30号)による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第10条の規定により定められた額とする。

(この項追加 平成25年達第81号)

(特定管理嘱託員に対する規定の適用)

- 14 平成26年4月1日から令和5年3月31日までの間、名古屋市において管理又は監督の地位にある職員として定年退職した者のうちから理事長が雇用期間を定めて管理又は監督の地位にある職員として採用する職員で、所定の手続を経て法人の職員となった者(以下「特定管理嘱託員」という。)に限る。)の給与に関しては、この規程及びこれに基づく規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則において再任用職員に関して定めるところによる(特定管理嘱託員にあつては再任用職員に関して定めるところに準ずる)ものとする。この場合において、管理職手当規則(昭和32年名古屋市規則第67条)の規定の適用又は準用にあつては、同規則別表第1において第7種の区分に該当する者として、同規則第3条第1項第5号及び別表第6の規定を適用又は準用するものとする。

(この項追加 平成26年達第26号 一部改正 平成31年達第57号、令和3年達第40号)  
(医師研究手当の特例措置)

- 15 別表第9 医師研究手当の項の規定の適用については、当分の間、同表中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額とし、理事長の承認を得て病院長が指定する業務を行った場合には、1勤務につき当該額に75,000円以内で理事長が別に定める額(以下「加算額」という。)を加算する。この場合において、加算額の支給対象となる業務については、当該加算額が支給される者に対して第24条、第25条及び第26条の3各項の規定は適用しない。」とする。

(この項追加 平成26年達第89号、一部改正 平成29年達第31号、令和3年達第40号)  
(住居手当加算の経過措置)

- 16 第14条の2の規定にかかわらず、看護保健職給料表の適用を受ける職員(病院に勤務する者に限る。)として附則別表第4に掲げる採用日の間に採用され、かつ、基準日現

に業務遂行上の必要により宿舍等を貸与されている者のうち、当該宿舍等の退去に引き続き、勤務場所から理事長が別に定める範囲内に、単身で自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（第14条第1項第1号アに該当する職員を除く。）は、当該基準日に対応する支給開始月から支給終了月までの間、11,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額を、住居手当の月額に加算して支給する。ただし、本項の規定に基づき住居手当加算の支給を受けている職員（以下、本項から第18項までにおいて「経過措置加算対象職員」という。）が、支給終了月までに経過措置加算対象職員でなくなった場合は、この限りでない。

（この項追加 平成29年達第5号）

17 前項に規定する加算を受けようとする職員は、速やかにその旨を届け出なければならない。経過措置加算対象職員が加算対象でなくなった場合、附則別表第4に掲げる支給終了月が到来した場合又はその支給に係る住居の家賃の額等に変更があった場合も、同様とする。

（この項追加 平成29年達第5号）

18 第16項の規定に基づく住居手当加算の支給は、加算に係る事実が生じた日が、附則別表第4に掲げる支給開始月の末日までの間にある場合に限り、経過措置加算対象職員になった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、経過措置加算対象職員でなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は附則別表第4に掲げる支給終了月のいずれか早い月をもって終わる。ただし、住居手当加算の支給の開始については、前項に規定する届出がこれに係る事実の生じた日から15日経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（この項追加 平成29年達第5号）

（大学入学共通テスト試行調査（プレテスト）に関する業務に従事する教員への準用）

19 削除

（この項追加 平成30年達第89号 一部改正 令和3年達第2号）

（給料月額の特例）

20 職員のうち、第36条に規定する勤務1時間当たりの給与額が当該職員に適用される最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の給料月額は、当分の間、第8条及び第9条の規定に関らず、理事長が定める額とする。

（この項追加 令和2年達第58号）

（感染症予防作業手当の特例措置）

21 令和2年3月9日から令和3年3月31日までの間、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者（その疑いがある者のうち感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症発生届の対象となった者を含む。以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。）に対して診療、看護、検査等を行う職員に対す

る感染症予防作業手当の支給については、別表第9（特殊勤務手当一覧）感染症予防作業手当の項中「法人の施設内の病原菌の検査、培養又は動物試験を行う場所（以下「特定場所」という。）に勤務する職員が、特定場所において行う調査又は研究の業務（特定場所において調査又は研究の業務を行う職員が、学校の児童若しくは生徒、工場若しくは事務所等の従業員又は地域の住民等多数の者について同時に病原菌の調査等を特定場所で行うことが困難であるときにあっては、特定場所以外で行う当該調査又は研究の業務を含む。）」とあるのは「新型コロナウイルス感染症患者等に対して診療、看護、検査等を行う業務（病院長が指定する業務に限る。）」と、「日額180円」とあるのは「日額3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して行う業務として病院長が指定する業務に従事した場合にあっては、4,000円） 他の特種勤務手当との併給できる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（この項追加 令和2年達第82号 一部改正 令和2年達第100号、令和3年達第40号）  
（名古屋市立緑市民病院で勤務する職員に対する適用）

- 22 令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、別に定めるところにより名古屋市立緑市民病院において勤務することを前提に採用された職員に対し、この規程を適用する。この場合において、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第112号）による改正前のこの規程（以下次項において「改正前規程」という。）第14条の2第1項中「又は西部医療センター（以下「各病院等」という。）」とあるのは、「若しくは西部医療センター又は名古屋市立緑市民病院（以下「各病院等」という。）」とする。

（この項追加 令和5年達第39号、一部改正 令和5年達第112号）  
（名古屋市立緑市民病院で勤務する職員に対する夜間看護手当の特例措置）

- 23 令和5年3月1日から同年5月31日までの間、別に定めるところにより名古屋市立緑市民病院において夜間看護業務を行う職員に対してこの規程に基づき夜間看護手当を支給する。この場合において、改正前規程別表第9夜間看護手当の項中「病院の看護部に属する職員（病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補又は看護師補に限る。）」とあるのは、「病院の看護部に属する職員（病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補又は看護師補に限る。）及び名古屋市立緑市民病院において業務に従事する看護職員」と、「正規の勤務時間が午後4時から翌日の午前9時30分までの間に割り振られた日の業務」とあるのは、「正規の勤務時間が午後4時から翌日の午前9時30分までの間に割り振られた日の業務（名古屋市立緑市民病院にて従事する場合には正規の勤務時間が午後4時30分から翌日の午前9時30分までの間に割り振られた日の業務）」とする。

（この項追加 令和5年達第39号、一部改正 令和5年達第112号）  
（60歳以降の給料）

- 24 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第9条第1項、第2項並びに第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未

満の端数があるときは、これを100 円に切り上げる。) とする。

(この項追加 令和5年達第112号)

25 前項の規定は、教員及び就業規則第7条の2の規定により任期を定めて雇用される職員には適用しない。

(この項追加 令和5年達第112号)

26 就業規則第12条の2第1項に規定する管理監督職以外の職への降任をされた職員であって、当該管理監督職以外の職への降任をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第24項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

(この項追加 令和5年達第112号)

27 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

(この項追加 令和5年達第112号)

28 附則第26項の規定による給料を支給される職員に対する第28条第5項後段(第29条第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第28条第5項後段中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

(この項追加 令和5年達第112号)

(特定嘱託員に対する規定の準用)

29 公立大学法人名古屋市立大学特定嘱託員就業規則(令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第115号)の適用を受ける職員(以下「特定嘱託員」という。)の給与に関しては、この規程及びこれに基づく規程の規定にかかわらず、職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則(住居手当規則を除く。)における職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第40号。以下「令和4年一部改正条例」という。) 附則別表第1及び附則別表第2の適用を受ける職員に関する規定を準用する。ただし、管理職手当規則の規定の準用については、病院企画局長にあつては、同規則別表第2において1種の区分に、施設企画局長にあつては同表において2種の区分に、施設企画部長及びみどり市民病院管理部長にあつては同表において4種の区分に、学術情報室長、山の畑事務室主幹及びみらい光生病院病院管理部医事課長にあつては同表において7種の区分に該当する者とする。

(この項追加 令和5年達第116号、一部改正 令和6年達第77号、令和6年達第127号、令和7年達第125号)

30 前項の規定にかかわらず、病院企画局長に支給する管理職手当の額は、当分の間、第10条第1項の表Aの区分に係る額とする。

(この項追加 令和6年達第77号)

31 附則第29項の場合において、特定嘱託員のうち、令和4年一部改正条例附則別表第1又は附則別表第2の職務の級が9級である職員に対する令和4年一部改正条例附則第26項第1号の準用については、同号中「1,000分の306」とあるのは、病院企画局長にあつては「1,000分の64.344」と、施設企画局長にあつては「1,000分の144.041」と、施設企画部長及びみどり市民病院管理部長にあつては「1,000分の11.73」と読み替えるものとする。

(この項追加 令和5年達第116号、一部改正 令和6年達第77号、令和6年達第127号、令和7年達第125号)

32 特定嘱託員に対する、期末手当及び勤勉手当規則(昭和39年名古屋市規則第51号)第15条の3の準用にあつては、その勤務成績にかかわらず人事評価による評語を「B」とした場合の割合とし、同規則第7条及び第11条の準用にあつては、次に掲げる者として在職した期間を含めるものとする。

(1) 就業規則の適用を受ける職員

(2) 役員

(3) 公立大学法人名古屋市立大学再雇用職員及び語学講師就業規則の適用を受ける職員

(4) 公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則の適用を受ける職員

(この項追加 令和5年達第116号、一部改正 令和6年達第77号)

(消防士の給料月額の特例)

33 病院に勤務する職員のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、名古屋市消防局から法人に派遣された職員(名古屋市において職員の給与に関する条例別表第2の適用を受ける者に限る。)に適用する給料表は、当分の間、第8条第2項の規定にかかわらず、同条例別表第2とする。

(この項追加 令和6年達第77号)

(宿舍等の廃止に伴う住居手当加算の経過措置)

34 第14条の2の規定にかかわらず、看護保健職給料表の適用を受ける職員(病院に勤務する者に限る。)として令和4年4月1日から令和10年2月1日までの間に採用され、かつ、同日現に業務遂行上の必要により宿舍等を貸与されている者のうち、当該宿舍等の退去に引き続き、勤務場所から理事長が別に定める範囲内に、単身で自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員(第14条第1項第1号アに該当する職員を除く。以下「経過措置加算対象職員」という。)は、令和10年4月から採用の日の属する年度を1年目とした場合に7年目となる年度の3月(以下「採用から7年目の年度末」という。)までの間、20,500円を超えない範囲内で理事長が別に定める額を、住居手当の月額に加算して支給する。

(この項追加 令和6年達第77号)

35 前項に規定する加算の支給を受けようとする職員は、速やかにその旨を届け出なければならない。前項に規定する加算の支給を受けている職員が経過措置加算対象職員でな

なくなった場合、採用から7年目の年度末が到来した場合又はその支給に係る住居の家賃の額等に変更があった場合も、同様とする。

(この項追加 令和6年達第77号)

- 36 附則第34項の規定に基づく住居手当加算の支給は、令和10年4月から開始し、経過措置加算対象職員でなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）又は採用から7年目の年度末のいずれか早い月をもって終わる。ただし、住居手当加算の支給の開始については、前項前段に規定する届出が令和10年4月1日から15日経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(この項追加 令和6年達第77号)

(副薬剤部長の管理職手当の特例措置)

- 37 第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、副薬剤部長の職を命ぜられている教員に、第10条第2項の表Fの区分に係る額の管理職手当を支給する。

(この項追加 令和6年達第115号)

(技師長の管理職手当の特例措置)

- 38 第10条第1項の規定にかかわらず、当分の間、技師長の職を命ぜられている教員に、同条第2項の表D又はEの区分に係る額の管理職手当を支給する。

(この項追加 令和7年達第125号)

附則別表第1

平成21年6月1日以前6箇月以内の在職期間	管理職手当受給者（教員を除く。）	その他の職員
182日	1.100月	1.250月
151日以上 181日以下	0.880月	1.000月
91日以上 150日以下	0.660月	0.750月
1日以上 90日以下	0.330月	0.375月

(一部改正 平成21年達第64号)

附則別表第2

平成21年6月1日以前6箇月以内の勤務期間	管理職手当受給者（教員を除く。）	その他の職員
182日	0.8500月	0.7000月

167 日以上 181 日以下	0.8075 月	0.6650 月
151 日以上 166 日以下	0.7650 月	0.6300 月
136 日以上 150 日以下	0.6800 月	0.5600 月
121 日以上 135 日以下	0.5950 月	0.4900 月
106 日以上 120 日以下	0.5100 月	0.4200 月
91 日以上 105 日以下	0.4250 月	0.3500 月
76 日以上 90 日以下	0.3400 月	0.2800 月
61 日以上 75 日以下	0.2550 月	0.2100 月
46 日以上 60 日以下	0.1700 月	0.1400 月
31 日以上 45 日以下	0.1275 月	0.1050 月
16 日以上 30 日以下	0.0850 月	0.0700 月
1 日以上 15 日以下	0.0425 月	0.0350 月

(一部改正 平成21年達第64号)

附則別表第 3

採用日等が属する期間 採用日等以後の期間	平成19年 3 月31日以前	平成19年 4 月 1 日以降 平成21年 3 月31日以前	平成21年 4 月 1 日以降 平成22年 3 月31日以前	平成22年 4 月 1 日以降 平成23年 3 月31日以前
	1 年 未 満	8,500 円	15,000 円	17,500 円
1 年以上 2 年未満	8,500 円		13,500 円	16,000 円
2 年以上 3 年未満	8,500 円		8,500 円	9,500 円
3 年以上 4 年未満	7,500 円		6,000 円	
4 年以上 5 年未満	6,500 円	5,500 円		
5 年以上 6 年未満	5,500 円			
6 年以上 7 年未満	4,500 円			
7 年以上 8 年未満	3,500 円		3,000 円	
8 年以上 9 年未満	2,500 円		2,000 円	

9年以上 10年未満	1,500円	1,000円
------------	--------	--------

(一部改正 平成23年達第28号)

附則別表第4

採用日	基準日	支給開始月	支給終了月
平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成29年1月1日	平成29年3月	平成31年3月
平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成30年1月1日	平成30年3月	平成32年3月
平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	平成31年1月1日	平成31年3月	平成33年3月
平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	平成32年1月1日	平成32年3月	平成34年3月
平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	平成33年1月1日	平成33年3月	平成35年3月

(この表追加 平成29年達第5号)

附 則 (平成18年5月10日公立大学法人名古屋市立大学達第67号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月1日公立大学法人名古屋市立大学達第84号)

この規程は、発布の日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則 (平成18年9月20日公立大学法人名古屋市立大学達第125号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月27日公立大学法人名古屋市立大学達第149号)

- この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条中第17条から第19条までの改正規定及び附則第8項から附則第14項までの改正規定は、平成19年1月1日から施行する。
- 第1条による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第28条の規定は、平成18年6月1日から適用する。

附 則 (平成19年1月29日公立大学法人名古屋市立大学達第3号)

この規程は、平成19年2月1日から施行する。ただし、この規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第28条第4項の規定は、平成18年6月1日から適用する。

附 則 (平成19年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第31号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則 (平成19年5月30日公立大学法人名古屋市立大学達第72号)

この規程は、平成19年6月1日から施行する。ただし、目次、第4条第2項、第5条第4項、第11節、第32条第2項、第38条及び附則第4項の改正規定は、同年7月19日から施行する。

附 則 (平成19年6月8日公立大学法人名古屋市立大学達第81号)

この規程は、発布の日から施行し、平成19年6月1日から適用する。

附 則 (平成19年10月16日公立大学法人名古屋市立大学達第109号)

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、平成19年11月1日

から施行する。

附 則（平成19年12月28日公立大学法人名古屋市立大学達第125号）

- 1 この規程は、平成20年1月1日から施行し、別表第11の改定規定については平成19年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 職員が、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程に基づいて、適用日以後の分として受けた給与は、この規程による改正後の改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成20年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第20号）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（管理職手当の経過措置）
- 2 施行日から平成22年3月31日までの間に限り、この規程による区分の改正又は異動に伴い下位の区分の管理職手当が支給されることとなる職員については、当該区分の改正又は異動前の区分に係る管理職手当を支給する。

附 則（平成20年8月29日公立大学法人名古屋市立大学達第94号）

- 1 この規程は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第86号）の一部を次のように改正する。

別表第8、別記様式第13、別記様式第14及び別記様式第16中「交通用具に係る通勤手当額表」を「自動車等に係る通勤手当額表」に改める。

附 則（平成20年9月19日公立大学法人名古屋市立大学達第99号）  
この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成20年11月28日公立大学法人名古屋市立大学達第112号）  
（施行日）

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、同月2日から施行する。  
（平成20年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成20年12月に支給する期末手当の額は、第28条第4項から第6項まで又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成20年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与の特例に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第13号。以下「特例規程」という。）第2条の規定の適用を受ける職員にあつては、同条の規定を適用しないこととした場合に受けるべき給料をいう。）、管理職手当（特例規程第3条の規定の適用を受ける職員にあつては、同条の規定を適用しないこととした場合に受けるべき管理職手当をいう。）、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第

11条の3第2項に規定する市長が定める額に相当するものを除く。)の月額合計額に10,000分の61を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額  
(2)平成20年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に10,000分の61を乗じて得た額

(在職等の月数から除算する期間)

3 前項の規定にかかわらず、平成20年4月1日から同年11月30日までの間において次の各号に掲げる期間がある職員に係る同項第1号に規定する月数の算定にあたっては、同年4月から同年11月までの月数から、当該期間がある月(第4号に掲げる期間又は第5号に掲げる期間(特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間を除く。))がある月にあつては、その月について支給された給料の額が前項第1号に規定する合計額に10,000分の61を乗じて得た額(以下「月例給調整基礎額」という。)に満たない場合に限る。)の数を減じるものとする。

(1)公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員として在職しなかった期間

(2)休職期間(公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。)第14条第1項第1号から第6号までの規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)

(3)育児休業期間(公立大学法人名古屋市立大学育児休業規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第17号)第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)

(4)停職期間(就業規則第38条第3号に規定する停職にされていた期間をいう。)

(5)給与規程第35条の規定により給与を減額された期間  
(端数計算)

4 月例給調整基礎額又は第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

5 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成21年2月27日公立大学法人名古屋市立大学達第8号)

1 この規程は、平成21年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日から平成21年3月31日までににおけるこの規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程附則第10項の規定については、「7,900円」を「7,880円」と読み替えて適用する。

附 則(平成21年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第18号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則(平成21年6月1日公立大学法人名古屋市立大学達第64号)

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第33条第2項の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成21年6月1日公立大学法人名古屋市立大学達第66号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則(平成21年11月30日公立大学法人名古屋市立大学達第98号)

(施行日)

第1条 この規程は、平成21年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(診療業務を行う教員の給料月額の特例)

第2条 教授、准教授、講師、助教及び助手のうち、病院における医師としての診療業務を行う教員（この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）別表第9に掲げる医師研究手当（病院における医師としての診療業務を行う者に対して支給する部分に限る。以下「診療業務手当」という。）の支給を受ける者及び改正後規程第10条の規定により管理職手当の支給を受ける者（以下「管理職手当受給者」という。）であって管理職手当受給者でなかったとした場合に診療業務手当の支給を受けることとなるものをいう。）に適用する給料表は、当分の間、改正後規程第8条第2項第2号の規定にかかわらず、附則別表第1（教育職（診療）給料表）とする。

(住居手当に係る経過措置)

第3条 改正後規程第14条第2項の規定にかかわらず、施行日から平成22年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「2,500円」とあるのは「6,000円」とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第4条 平成21年12月に管理職手当受給者（教員を除く。）に対して支給する期末手当の額の算定にあたって、改正後規程第28条第4項及び別表第10の規定を適用する場合には、同表中「管理職手当受給者（教員を除く。）」の欄に掲げる支給割合を、附則別表第2の左欄に掲げる基準日以前6箇月以内の在職期間の区分に応じた同表の右欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

第5条 平成21年12月に支給する期末手当（附則第2条の規定の適用を受ける者に対して支給するものを除く。）の額は、改正後規程第28条第4項（管理職手当受給者（教員を除く。）にあつては、前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）から第6項まで又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は前条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与の特例に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第13号。以下「特例規程」という。）第2条の規定の適用を受ける職員にあつては、同条の規定を適用しないこととした場合に受けるべき給料をいう。）、管理職手当（特例規程第3条の規定の適用を受ける職員にあつては、同条の規定を適用しないこととした場合に受けるべき管理職手当をいう。）、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第11条の3第2項に規定する市長が定める額に相当するものを除く。）の月額の合計額に10,000分の142を乗じて得た額に、同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た

額

(2) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に10,000分の142を乗じて得た額

第6条 前条の規定にかかわらず、平成21年4月1日から施行日の前日までの間において次の各号に掲げる期間がある職員に係る同条第1号に規定する月数の算定にあたっては、同年4月から同年11月までの月数から、当該期間がある月（第4号に掲げる期間又は第5号に掲げる期間（特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間を除く。）がある月にあつては、その月について支給された給料の額が前条第1号に規定する合計額に10,000分の142を乗じて得た額（以下「月例給調整基礎額」という。）に満たない場合に限る。）の数を減じるものとする。

(1) 改正後規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程

（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員として在職しなかった期間

(2) 休職期間（公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第14条第1項第1号から第6号までの規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）

(3) 育児休業期間（公立大学法人名古屋市立大学職員の育児休業等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第17号。以下「育児休業規程」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）

(4) 停職期間（就業規則第38条第3号に規定する停職にされていた期間をいう。）

(5) 給与規程第35条各項の規定により給与を減額された期間

第7条 前条に規定する「特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間」とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号。以下「勤務時間規程」という。）第18条の規定による組合無給休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間

(2) 勤務時間規程第19条の規定による介護休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間

(3) 育児休業規程第7条の規定による部分休業の承認を受けたことにより給与を減額された期間

(4) 給与規程第35条第2項の規定により給与を減額された期間

第8条 月例給調整基礎額又は附則第5条第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第9条 附則第5条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

（平成21年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

第10条 平成21年12月に管理職手当受給者（教員を除く。）に対して支給する勤勉手当の額の算定にあたって、改正後規程第29条第4項及び別表第11の規定を適用する場合には、同表中「管理職手当受給者（教員を除く。）」の欄に掲げる支給割合を、附則別表第3の左欄に掲げる基準日以前6箇月以内の在職期間の区分に応じた同表の右欄に掲げる割合

に読み替えるものとする。

附則別表第1（教育職（診療）給料表）

号	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1		241,300	294,900	325,700	379,700
2		243,600	296,800	327,700	382,400
3		245,900	298,700	329,700	385,100
4		248,200	300,600	331,700	387,800
5		250,400	302,500	333,700	390,400
6		252,800	304,400	336,100	393,100
7		255,200	306,300	338,500	395,800
8		257,600	308,200	340,900	398,500
9		260,000	310,100	343,200	401,100
10		262,300	312,100	345,700	403,800
11		264,500	314,100	348,200	406,500
12		266,700	316,100	350,700	409,200
13		268,900	318,000	353,200	411,800
14		271,100	320,100	355,700	414,500
15		273,200	322,200	358,200	417,200
16		275,300	324,300	360,600	419,900
17		277,400	326,400	363,000	422,600
18		279,400	328,500	365,500	425,300
19		281,300	330,600	367,900	428,000
20		283,200	332,700	370,300	430,700
21		285,100	334,700	372,700	433,400
22		287,000	336,800	375,100	436,100
23		288,900	338,900	377,500	438,800
24		290,700	340,900	379,900	441,500
25		292,500	342,900	382,200	444,200
26		294,300	345,000	384,600	446,900
27		296,100	347,100	387,000	449,600
28		297,900	349,100	389,400	452,300
29		299,700	351,100	391,700	455,000
30		301,500	353,200	394,100	457,800
31		303,300	355,300	396,500	460,500
32		305,100	357,300	398,900	463,200
33		306,900	359,300	401,200	465,900

34	308,700	361,400	403,400	468,700
35	310,400	363,500	405,500	471,400
36	312,100	365,500	407,600	474,100
37	313,800	367,500	409,700	476,800
38	315,300	369,500	411,700	479,600
39	316,800	371,500	413,700	482,400
40	318,300	373,500	415,600	485,100
41	319,700	375,500	417,500	487,800
42	321,200	377,500	419,500	490,600
43	322,700	379,400	421,500	493,300
44	324,100	381,300	423,400	496,000
45	325,500	383,200	425,300	498,700
46	327,000	385,100	427,300	501,400
47	328,500	387,000	429,300	504,100
48	329,900	388,900	431,200	506,800
49	331,300	390,800	433,100	509,500
50	332,800	392,700	435,100	512,200
51	334,200	394,600	437,000	514,900
52	335,600	396,500	438,900	517,600
53	337,000	398,400	440,800	520,300
54	338,400	400,300	442,700	523,000
55	339,800	402,200	444,600	525,700
56	341,200	404,100	446,500	528,400
57	342,600	406,000	448,400	531,100
58	344,000	407,900	450,300	533,500
59	345,400	409,800	452,200	535,900
60	346,800	411,700	454,100	538,300
61	348,200	413,600	456,000	540,600
62	349,600	415,500	457,900	542,900
63	351,000	417,400	459,800	545,200
64	352,400	419,300	461,700	547,500
65	353,800	421,100	463,500	549,700
66	355,200	423,000	465,200	551,900
67	356,600	424,900	466,900	554,100
68	358,000	426,700	468,600	556,200
69	359,300	428,500	470,300	558,300
70	360,700	430,300	472,000	560,500
71	362,100	432,100	473,700	562,700

72	363,500	433,900	475,400	564,800
73	364,800	435,600	477,000	566,900
74	366,200	437,300	478,500	568,700
75	367,600	439,000	479,900	570,500
76	368,900	440,700	481,300	572,300
77	370,200	442,400	482,700	574,000
78	371,600	444,100	484,000	575,400
79	372,900	445,700	485,300	576,700
80	374,200	447,300	486,600	578,000
81	375,500	448,900	487,800	579,300
82	376,800	450,300	489,100	580,100
83	378,100	451,700	490,400	580,900
84	379,400	453,100	491,600	581,600
85	380,700	454,400	492,800	582,300
86	382,000	455,600	493,900	583,100
87	383,300	456,800	495,000	583,800
88	384,600	458,000	496,000	584,500
89	385,800	459,200	497,000	585,200
90	387,000	460,100	497,900	585,900
91	388,200	460,900	498,800	586,600
92	389,300	461,700	499,700	587,300
93	390,400	462,500	500,600	588,000
94	391,400	463,300	501,500	588,700
95	392,400	464,100	502,400	589,400
96	393,400	464,900	503,200	590,100
97	394,300	465,700	504,000	590,800
98	395,100	466,500	504,800	591,500
99	395,900	467,200	505,500	592,200
100	396,600	467,900	506,200	592,900
101	397,300	468,600	506,900	593,600
102	398,000	469,300	507,600	594,300
103	398,600	470,000	508,300	595,000
104	399,200	470,700	509,000	595,700
105	399,800	471,400	509,700	596,400
106	400,400	472,100	510,400	597,100
107	401,000	472,800	511,100	597,800
108	401,500	473,500	511,800	598,500
109	402,000	474,200	512,500	599,200

110	402,600	474,900	513,200	599,900
111	403,200	475,600	513,900	600,600
112	403,700	476,300	514,600	601,300
113	404,200	477,000	515,300	602,000
114	404,800	477,700	516,000	602,700
115	405,400	478,400	516,700	603,400
116	405,900	479,100	517,400	604,100
117	406,400	479,800	518,100	604,800
118	407,000	480,500	518,800	605,500
119	407,600	481,200	519,500	606,200
120	408,100	481,900	520,200	606,900
121	408,600	482,600	520,900	607,600
122	409,200	483,300	521,600	608,300
123	409,700	484,000	522,300	609,000
124	410,200	484,700	523,000	609,700
125	410,700	485,400	523,700	610,400
126	411,300	486,100	524,400	611,100
127	411,800	486,800	525,100	611,800
128	412,300	487,500	525,800	612,500
129	412,800	488,200	526,500	613,200
130	413,400	488,900	527,200	613,900
131	413,900	489,600	527,900	614,600
132	414,400	490,300	528,600	615,300
133	414,900	491,000	529,300	616,000
134	415,500	491,700	530,000	
135	416,000	492,400	530,700	
136	416,500	493,100	531,400	
137	417,000	493,800	532,100	
138	417,600	494,500	532,800	
139	418,100	495,200	533,500	
140	418,600	495,900	534,200	
141	419,100	496,600	534,900	
142	419,700		535,600	
143	420,200		536,300	
144	420,700		537,000	
145	421,200		537,700	
146	421,800			
147	422,300			

148	422,800			
149	423,300			

(一部改正 平成27年達第45号、平成28年達第46号、令和4年達第160号、令和5年達第185号、令和6年達第136号)

附則別表第2

基準日以前6箇月以内の在職期間	支給割合
183日	1.250月
151日以上 182日以下	1.000月
91日以上 150日以下	0.750月
1日以上 90日以下	0.375月

附則別表第3

基準日以前6箇月以内の勤務期間	支給割合
183日	0.9500月
167日以上 182日以下	0.9025月
151日以上 166日以下	0.8550月
136日以上 150日以下	0.7600月
121日以上 135日以下	0.6650月
106日以上 120日以下	0.5700月
91日以上 105日以下	0.4750月
76日以上 90日以下	0.3800月
61日以上 75日以下	0.2850月
46日以上 60日以下	0.1900月
31日以上 45日以下	0.1425月
16日以上 30日以下	0.0950月
1日以上 15日以下	0.0475月

附 則（平成21年12月28日公立大学法人名古屋市立大学達第 104 号）

この規程は、平成22年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 2 月26日公立大学法人名古屋市立大学達第 3 号）

この規程は、平成22年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日公立大学法人名古屋市立大学達第18号）

- 1 この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第29条第 6 項第 3 号の改正規定及び附則に 2 項を加える規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程附則第 13項の規定は平成21年 4 月 1 日から、同規程第29条第 6 項の規定は平成21年12月 2 日から適用する。

附 則（平成22年 4 月 1 日公立大学法人名古屋市立大学達第32号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成22年 6 月29日公立大学法人名古屋市立大学達第79号）

この規程は、平成22年 6 月30日から施行する。

附 則（平成22年 7 月14日公立大学法人名古屋市立大学達第92号）

この規程は、発布の日から施行し、平成22年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成22年 9 月28日公立大学法人名古屋市立大学達第 103 号）

- 1 この規程は、平成22年10月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第 9 条第 5 項の規定にかかわらず、施行日から平成23年 3 月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは「56歳」と、「60歳」とあるのは「61歳」とする。

附 則（平成22年11月30日公立大学法人名古屋市立大学達第 110 号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成22年12月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（最高号給を超える給料月額に係る経過措置）
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定にかかわらず、施行日から平成25年 3 月31日までの間においては、改正後規程別表第 1、別表第 4、別表第 5 及び別表第 6 に規定する給料表（以下「特定給料表」という。）のうち、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程別表第 1、別表第 4、別表第 5 及び別表第 6 に規定する給料表において月額が掲げられている号給中最高位の号給（以下「改正前最高号給」という。）の号数が、特定給料表において月額が掲げられている号給中最高位の号給（以下「改正後最高号給」という。）の号数より大きい職務の級にあっては、改正後最高号給の 1 号給上位の号給から改正前最高号給までの号給が、附則別表第 1 に掲げる給料表及び職務の級に応じて同表の号給欄に掲げるところにより存するものとし、それぞれの号給に応じた給料月額は、同表の給料月額欄に掲げる額とする。

（地域手当に係る特例措置）

- 3 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号）附則第 2 条及び附則別表第 1 の規定の適用を

受ける者に対する改正後規程第13条第2項の規定の適用については、施行日から平成28年3月31日までの間、同項中「100分の10」とあるのは「100分の12」とする。

(一部改正 平成28年達第46号)

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成22年12月に支給する期末手当に関して、改正後規程別表第10の規定の適用については、同表中「1.1750月」とあるのは「1.1500月」と、「0.9400月」とあるのは「0.9200月」と、「0.7050月」とあるのは「0.6900月」と、「0.3525月」とあるのは「0.3450月」と、「1.3750月」とあるのは「1.3500月」と、「1.1000月」とあるのは「1.0800月」と、「0.8250月」とあるのは「0.8100月」と、「0.4125月」とあるのは「0.4050月」とする。

5 附則第8項の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与の特例に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第13号。以下「改正前特例規程」という。）第4条の規定の適用を受けた者に対して平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後規程第28条第4項から第6項まで若しくは第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）に、同年6月の期末手当及び勤勉手当の支給に際して、支給すべき期末手当の額（改正前特例規程第4条の規定を適用しないこととした場合に受けるべき額をいう。）及び勤勉手当の額（改正前特例規程第4条の規定を適用しないこととした場合に受けるべき額をいう。）のそれぞれの額に改正前特例規程第4条各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調整額」という。）を加算した額とする。

6 前項の場合において、平成22年12月1日に改正後規程第28条第1項各号（同項第2号を除く。）の規定のいずれかに該当することにより基準額の支給がない者にあつては、同項の規定にかかわらず、調整額を期末手当として支給する。

(平成22年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

7 平成22年12月に支給する勤勉手当に関して、改正後規程第29条第4項の規定の適用については、同項中「別表第11（勤勉手当支給割合表）」とあるのは、「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第110号）附則別表第2」とする。

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

8 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

#### 附則別表第1

給料表	職務の級	号給	給料月額
		122	383,800
		123	384,400

一般職給料表	3 級	124	384,900
		125	385,400
		126	386,000
		127	386,600
		128	387,100
		129	387,600
医療技術職給料表 看護保健職給料表 技能労務職給料表		118	381,600
		119	382,200
		120	382,700
		121	383,200
		122	383,800
		123	384,400
		124	384,900
一般職給料表 医療技術職給料表 看護保健職給料表	6 級括弧	90	450,900
		91	451,600
		92	452,300
		93	453,000
		94	453,800
		95	454,500
		96	455,200
		97	455,900

(一部改正 平成24年達第92号)

附則別表第 2

基準日以前 6 箇月以内の 勤務期間	管理職手当受給者（教員 を除く。）	その他の職員
183 日	0.8500 月	0.6500 月
167 日以上 182 日以下	0.8075 月	0.6175 月
151 日以上 166 日以下	0.7650 月	0.5850 月
136 日以上 150 日以下	0.6800 月	0.5200 月
121 日以上 135 日以下	0.5950 月	0.4550 月
106 日以上 120 日以下	0.5100 月	0.3900 月
91 日以上 105 日以下	0.4250 月	0.3250 月
76 日以上 90 日以下	0.3400 月	0.2600 月
61 日以上 75 日以下	0.2550 月	0.1950 月
46 日以上 60 日以下	0.1700 月	0.1300 月
31 日以上 45 日以下	0.1275 月	0.0975 月
16 日以上 30 日以下	0.0850 月	0.0650 月
1 日以上 15 日以下	0.0425 月	0.0325 月

附 則（平成22年12月27日公立大学法人名古屋市立大学達第116号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年2月23日公立大学法人名古屋市立大学達第8号）

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第28号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日公立大学法人名古屋市立大学達第85号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第28条第6項の規定は、平成23年12月1日から適用する。

附 則（平成24年2月29日公立大学法人名古屋市立大学達第7号）

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成24年3月21日公立大学法人名古屋市立大学達第33号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程別表第9の規定は、施行日以後に始業する勤務について適用し、施行日の前日に始業する勤務については、なお、従前の例による。

附 則（平成24年3月30日公立大学法人名古屋市立大学達第58号）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定（第12条第3項及び附則第15項の規定を除く。）は、平成24年3月1日から適用する。

附 則（平成24年5月14日公立大学法人名古屋市立大学達第66号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程は、平成24年3月1日から適用する。

附 則（平成24年5月31日公立大学法人名古屋市立大学達第76号）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年11月30日公立大学法人名古屋市立大学達第92号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成24年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成24年12月に支給する期末手当（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号）附則第2条の規定の適用を受ける者に対して支給するものを除く。）の額は、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第28条第4項から第6項まで、第32条第1項又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成24年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する

地域手当の月額合計額（以下「調整基礎給与額」という。）に1,000分の6を乗じて得た額（以下「月例給調整基礎額」という。）に、同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額

- (2) 調整基礎給与額に平成24年6月に支給した期末手当の算定の基礎となったこの規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正前規程」という。）第28条第4項及び別表第10の規定により定められた割合（同月における期末手当の支給に関して、改正前規程第33条各項の規定の適用を受けた職員にあっては、当該割合に当該各項に規定する割合を乗じて得た割合）並びに同月に支給した勤勉手当の算定の基礎となった改正前規程第29条第4項及び別表第11の規定により定められた割合（同月における勤勉手当の支給に関して、改正前規程第33条各項の規定の適用を受けた職員にあっては、当該割合に当該各項に規定する割合を乗じて得た割合）を合算した割合を乗じて得た額（以下「期末・勤勉手当調整基礎額」という。）に、1,000分の6を乗じて得た額（以下「期末・勤勉手当調整額」という。）
- 3 前項の規定にかかわらず、平成24年4月1日から施行日の前日までの間において次の各号に掲げる期間がある職員に係る同項第1号に規定する月数の算定にあたっては、同月から同年11月までの月数から、当該期間がある月（第4号に掲げる期間又は第5号に掲げる期間（特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間を除く。）がある月にあっては、その月について支給された給料の額が月例給調整基礎額に満たない場合に限る。）の数を減じるものとする。
  - (1) 改正前規程の適用を受ける職員として在職しなかった期間
  - (2) 休職期間（公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第14条第1項各号の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）
  - (3) 育児休業期間（公立大学法人名古屋市立大学職員の育児休業等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第17号。以下「育児休業規程」という。）第2条各項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
  - (4) 停職期間（就業規則第38条第3号に規定する停職にされていた期間をいう。）
  - (5) 改正前規程第35条各項の規定により給与を減額された期間
- 4 前項に規定する「特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間」とは、次の各号に掲げる期間をいう。
  - (1) 公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号。以下「勤務時間規程」という。）第18条各項に規定する組合無給休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間
  - (2) 勤務時間規程第19条各項に規定する介護休業を取得したことにより給与を減額された期間
  - (3) 勤務時間規程第20条各項に規定する介助休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間
  - (4) 育児休業規程第7条各項に規定する部分休業を取得したことにより給与を減額された期間
  - (5) 改正前規程第35条第2項の規定により給与を減額された期間

5 附則第2項第1号に規定する地域手当の月額、月例給調整基礎額、期末・勤勉手当調整基礎額又は期末・勤勉手当調整額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

7 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第110号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附 則(平成25年3月29日公立大学法人名古屋市立大学達第30号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表第9の2の改正規定は、発布の日から施行する。

附 則(平成25年6月27日公立大学法人名古屋市立大学達第58号)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

(一部改正 平成26年達第1号)

附 則(平成25年7月31日公立大学法人名古屋市立大学達第66号)

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(平成25年11月28日公立大学法人名古屋市立大学達第81号)

(施行期日)

1 この規程は、平成25年12月1日から施行する。

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与の特例に関する規程の一部改正)

2 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与の特例に関する規程(平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附 則(平成26年1月10日公立大学法人名古屋市立大学達第1号)

(施行期日)

1 この規程は、発布の日から施行する。

(平成25年度の大学入試センター試験に係る入試業務手当に関する特例措置)

2 平成25年度の大学入試センター試験に係る入試業務手当の支給に関するこの規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程別表第9の2の規定の適用については、同表中「1時間当たり1,500円」とあるのは、「1日当たり9,000円(平成26年1月18日にあつては12,000円)、半日当たり5,000円」とする。

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

3 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第58号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則の一部改正)

4 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則(平成18年公立大学法人名

古屋市立大学達第86号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附 則 (平成26年 3 月25日公立大学法人名古屋市立大学達第26号)

この規程は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 9 月30日公立大学法人名古屋市立大学達第88号)

- 1 この規程は、平成26年10月 1 日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える規定については、平成26年 9 月23日から適用する。
- 2 平成26年 9 月23日におけるこの規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程附則第15項の規定については、「60,000円以内で理事長が定める額 (以下「加算額」という。) を加算する。この場合において、加算額の支給対象となる業務については、当該加算額が支給される者に対して第24条、第25条及び第26条の 2 各項の規定は適用しない。」を「60,000円以内で理事長が定める額と第25条の規定により支給されることとなる額との差額を加算する。」と読み替えて適用する。

附 則 (平成27年 3 月31日公立大学法人名古屋市立大学達第45号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程 (以下「改正後規程」という。) の規定 (別表第 1、別表第 2、別表第 4 から別表第 8 までの改正規定に限る。)、附則第 5 項の規定及び附則第 6 項の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号。以下「改正後平成21年改正規程」という。) の規定は、平成26年 4 月 1 日 (以下「適用日」という。) から適用する。

(経過措置)

- 3 適用日から施行日の前日までの間における管理職手当受給者の給料の月額は、改正後規程第 8 条、別表第 1、別表第 2、別表第 4、別表第 5 及び改正後平成21年改正規程附則別表第 1 の規定にかかわらず、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の定めるところによる。

(給与の内払)

- 4 職員が、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて、適用日以後の分として受けた給与は、この改正後規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 5 平成26年12月に支給する勤勉手当に関する改正後規程第29条第 4 項の規定の適用については、同項中「別表第11 (勤勉手当支給割合表)」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (平成27年公立大学法人名古屋市立大学達第45号) 附則別表」とする。

(委任)

- 6 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。  
(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

7 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附則別表

基準日以前 6箇月以内 の勤務期間	管理職手当受給者 （教員を除く。）	管理職手当受給者 （教員に限る。）	その他の職員
183日	0.87500月	0.67500月	0.82500月
167日以上 182日以下	0.83125月	0.64125月	0.78375月
151日以上 166日以下	0.78750月	0.60750月	0.74250月
136日以上 150日以下	0.70000月	0.54000月	0.66000月
121日以上 135日以下	0.61250月	0.47250月	0.57750月
106日以上 120日以下	0.52500月	0.40500月	0.49500月
91日以上 105日以下	0.43750月	0.33750月	0.41250月
76日以上 90日以下	0.35000月	0.27000月	0.33000月
61日以上 75日以下	0.26250月	0.20250月	0.24750月
46日以上 60日以下	0.17500月	0.13500月	0.16500月
31日以上 45日以下	0.13125月	0.10125月	0.12375月
16日以上 30日以下	0.08750月	0.06750月	0.08250月
1日以上 15日以下	0.04375月	0.03375月	0.04125月

附 則（平成27年4月16日公立大学法人名古屋市立大学達第53号）

（施行期日）

1 この規程は、発布の日から施行する。

（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

2 公立大学法人名古屋市立大学保育所に関する運営規程（平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第68号）の一部を次のように改正する。

（次のよう 略）

附 則（平成28年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第46号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程

(以下「平成27年改正後規程」という。)の規定並びに附則第6項及び附則第8項の規定は平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から令和3年3月31日までの間(以下「特定期間」という。)における第2条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程(以下「平成28年改正後規程」という。)別表第1、別表第2及び別表第4から別表第6までの適用については、平成28年改正後規程中「別表第1」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号)附則別表第1」と、「別表第2」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号)附則別表第2」と、「別表第4」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号)附則別表第3」と、「別表第5」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号)附則別表第4」と、「別表第6」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号)附則別表第5」とする。

(一部改正 令和2年達第119号)

- 4 施行日の前日現に平成27年改正後規程第14条第1項第2号の規定の適用を受けていた職員及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成28年名古屋市条例第6号)による改正前の職員の給与に関する条例第10条の3第1項第3号の規定の適用を受けていた派遣職員に対する特定期間(平成28年改正後規程第14条第1項第1号の規定の適用を受ける期間を除く。)における平成28年改正後規程第14条の規定の適用については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 5 職員が、第1条の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて、適用日以後の分として受けた給与は、平成27年改正後規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)

- 6 平成27年12月に支給する勤勉手当に関する平成28年改正後規程第29条第4項の規定の適用については、同項中「別表第11(勤勉手当支給割合表)」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号)附則別表第6」とする。

(委任)

- 7 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

- 8 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号)の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

9 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第110号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附則別表第6

基準日以前6箇月以内の勤務期間	管理職手当受給者 (教員を除く。)		その他の職員
	標語	支給割合	
183日	S	1.395月	0.85月
	A	1.185月	
	B	0.975月	
	C	0.875月	
167日以上182日以下	S	1.32525月	0.8075月
	A	1.12575月	
	B	0.92625月	
	C	0.83125月	
151日以上166日以下	S	1.2555月	0.765月
	A	1.0665月	
	B	0.8775月	
	C	0.7875月	
136日以上150日以下	S	1.116月	0.68月
	A	0.948月	
	B	0.780月	
	C	0.700月	
121日以上135日以下	S	0.9765月	0.595月
	A	0.8295月	
	B	0.6825月	
	C	0.6125月	
106日以上120日以下	S	0.837月	0.51月
	A	0.711月	
	B	0.585月	
	C	0.525月	
91日以上105日以下	S	0.6975月	0.425月
	A	0.5925月	
	B	0.4875月	
	C	0.4375月	
76日以上90日以下	S	0.558月	0.34月
	A	0.474月	
	B	0.390月	

	C	0.350 月	
61 日以上 75 日以下	S	0.4185 月	0.255 月
	A	0.3555 月	
	B	0.2925 月	
	C	0.2625 月	
46 日以上 60 日以下	S	0.279 月	0.17 月
	A	0.237 月	
	B	0.195 月	
	C	0.175 月	
31 日以上 45 日以下	S	0.20925 月	0.1275 月
	A	0.17775 月	
	B	0.14625 月	
	C	0.13125 月	
16 日以上 30 日以下	S	0.1395 月	0.085 月
	A	0.1185 月	
	B	0.0975 月	
	C	0.0875 月	
1 日以上 15 日以下	S	0.06975 月	0.0425 月
	A	0.05925 月	
	B	0.04875 月	
	C	0.04375 月	

備考 管理職手当受給者（教員を除く。）標語の欄は業績評価制度及び自己申告目標評価制度による評価結果を上位のものから順に「S」、「A」、「B」及び「C」で表したものとする。

附 則（平成28年12月28日公立大学法人名古屋市立大学達第98号）

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年2月2日公立大学法人名古屋市立大学達第5号）

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

（施行期日等）

- この規程は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「平成28年改正後規程」という。）の規定及び附則第5項から附則第10項までの規定は平成28年4月1日から適用する。  
（経過措置）
- 施行日から平成30年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「平成28年改正後規程」という。）第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき

10,000円」とあるのは「第1項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあってはそのうち1人については6,700円、職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは（3）扶養親族たる子、父母等が（4）扶養親族たる子、父母等が至った者がある場合（前条第1項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満ある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）ある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った

場合を除く。)

と、同条第4項中「至った場合」とあるのは「至った場合、扶養手当」

を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における平成28年改正後規程第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「第1項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生

じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過によ

「(2) 扶養親族たる要

り、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは (3) 扶養親族たる子

(4) 扶養親族たる子

件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第1項第3号若しくは第5号又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当するに該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族の場合を除く。）

場合を除く。）

族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、同条第4項中「至った場合」とあるの

」

は「至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

5 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する平成28年改正後規程第29条第4項の規定の適用については、同項中「別表第11（勤勉手当支給割合表）」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成29年公立大学法人名古屋市立大学達第 号）附則別表」とする。

6 平成28年12月に支給する職員（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号）附則第2条の規定の適用を受ける者を除く。）の勤勉手当の額は、平成28年改正後規程第29条第4項から第9項まで、第32条第1項又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される勤勉手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額からこの規程

による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「平成28年改正前規程」という。）第29条第4項から第9項まで、第32条第1項又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定により算出される勤勉手当の額を減じた額（以下「調整される額」という。）を超えることとなるときは、調整する額は調整される額と同額とする。

- (1) 平成28年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日。以下「月例給調整基準日」という。）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第11条の3第2項に規定する市長が定める額に相当するものを除く。）の月額合計額に10,000分の18を乗じて得た額（以下「月例給調整基礎額」という。）に、同年4月から平成29年3月までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成28年改正前規程の規定に基づいて平成28年6月及び同年12月に支給された期末手当及び勤勉手当並びに調整される額の合計額に10,000分の18を乗じて得た額（以下「期末・勤勉手当調整基礎額」という。）

7 前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において次の各号に掲げる期間がある職員に係る同項第1号に規定する月数の算定にあつては、平成28年4月から平成29年3月までの月数から、当該期間がある月（第4号に掲げる期間又は第5号に掲げる期間（特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間を除く。）がある月にあつては、その月について支給された給料の額が月例給調整基礎額に満たない場合に限る。）の数を減じるものとする。

- (1) 平成28年改正前規程の適用を受ける職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間（公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第14条第1項各号の規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）
- (3) 育児休業期間（公立大学法人名古屋市立大学職員の育児休業等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第17号。以下「育児休業規程」という。）第2条各項の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
- (4) 停職期間（就業規則第38条第3号に規定する停職にされていた期間をいう。）
- (5) 平成28年改正前規程第35条各項の規定により給与を減額された期間

8 前項に規定する「特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間」とは、次の各号に掲げる期間をいう。

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号。以下「勤務時間規程」という。）第18条各項に規定する組合無給休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間
- (2) 勤務時間規程第19条各項に規定する介護休業を取得したことにより給与を減額された期間
- (3) 勤務時間規程第19条の2各項に規定する介護時間休暇を取得したことにより給与を減額された期間
- (4) 勤務時間規程第20条各項に規定する介助休暇の承認を受けたことにより給与を減額

された期間

(5) 勤務時間規程第20条の2各項に規定する傷病通院休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間

(6) 育児休業規程第7条各項に規定する部分休業を取得したことにより給与を減額された期間

(7) 平成28年改正前規程第35条第2項の規定により給与を減額された期間

9 附則第6項第1号に規定する月例給調整基準日の属する月において、就業規則第14条第1項各号の規定により休職にされた職員、就業規則第38条第3号の規定により停職にされていた職員又は平成28年改正前規程第35条各項の規定により給与を減額された職員等のうち、附則第6項第1号に規定する額の算定の基礎となる給料その他の給与の全額が支給されない職員であった者の当該額については、当該給料その他の給与の全額が支給されたものとして算定する。

10 月例給調整基礎額又は期末・勤勉手当調整基礎額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の内払)

11 職員が、第1条の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて、適用日以後の分として受けた給与は、平成28年改正後規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

13 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）の一部を次のように改正する。

(次のよう 略)

附則別表

基準日以前6箇月以内の勤務期間	管理職手当受給者 (教員を除く。)		その他の職員
	標語	支給割合	
183日	S	1.213月	0.868月
	A	1.103月	
	B	0.993月	
	C	0.883月	
167日以上182日以下	S	1.15235月	0.8246月
	A	1.04785月	
	B	0.94335月	
	C	0.83885月	
151日以上166日以下	S	1.0917月	0.7812月
	A	0.9927月	
	B	0.8937月	

	C	0.7947 月	
136 日以上 150 日以下	S	0.9704 月	0.6944 月
	A	0.8824 月	
	B	0.7944 月	
	C	0.7064 月	
121 日以上 135 日以下	S	0.8491 月	0.6076 月
	A	0.7721 月	
	B	0.6951 月	
	C	0.6181 月	
106 日以上 120 日以下	S	0.7278 月	0.5208 月
	A	0.6618 月	
	B	0.5958 月	
	C	0.5298 月	
91 日以上 105 日以下	S	0.6065 月	0.434 月
	A	0.5515 月	
	B	0.4965 月	
	C	0.4415 月	
76 日以上 90 日以下	S	0.4852 月	0.3472 月
	A	0.4412 月	
	B	0.3972 月	
	C	0.3532 月	
61 日以上 75 日以下	S	0.3639 月	0.2604 月
	A	0.3309 月	
	B	0.2979 月	
	C	0.2649 月	
46 日以上 60 日以下	S	0.2426 月	0.1736 月
	A	0.2206 月	
	B	0.1986 月	
	C	0.1766 月	
31 日以上 45 日以下	S	0.18195 月	0.1302 月
	A	0.16545 月	
	B	0.14895 月	
	C	0.13245 月	
16 日以上 30 日以下	S	0.1213 月	0.0868 月
	A	0.1103 月	
	B	0.0993 月	
	C	0.0883 月	
1 日以上 15 日以下	S	0.06065 月	0.0434 月
	A	0.05515 月	
	B	0.04965 月	

	C	0.04415 月	
--	---	-----------	--

備考 管理職手当受給者（教員を除く。）標語の欄は業績評価制度及び自己申告目標評価制度による評価結果を上位のものから順に「S」、「A」、「B」及び「C」で表したものとする。

附 則（平成29年12月 1 日公立大学法人名古屋市立大学達第71号）

この規程は、平成29年12月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日公立大学法人名古屋市立大学達第45号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定及び附則第 5 項から附則第10項まで及び附則第 11 項の規定は平成29年 4 月 1 日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 第 1 条の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて適用日以後の分として受けた給与は、改正後規程の規定による給与の内払とみなす。  
（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 4 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する改正後規程第29条第 4 項の規定の適用については、同項中「別表第11（勤勉手当支給割合表）」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第45号）附則別表」とする。  
（委任）
- 5 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。  
（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 6 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう 略）

附則別表

基準日以前 6 箇月以内 の勤務期間	管理職手当受給者 （教員を除く。）		その他の職員
	標 語	支給割合	
183 日	S	1.295 月	0.95 月
	A	1.185 月	
	B	1.075 月	
	C	0.965 月	
167 日以上 182 日以下	S	1.23025 月	0.9025 月
	A	1.12575 月	
	B	1.02125 月	
	C	0.91675 月	

151 日以上 166 日以下	S	1.1655 月	0.855 月
	A	1.0665 月	
	B	0.9675 月	
	C	0.8685 月	
136 日以上 150 日以下	S	1.036 月	0.76 月
	A	0.948 月	
	B	0.86 月	
	C	0.772 月	
121 日以上 135 日以下	S	0.9065 月	0.665 月
	A	0.8295 月	
	B	0.7525 月	
	C	0.6755 月	
106 日以上 120 日以下	S	0.777 月	0.57 月
	A	0.711 月	
	B	0.645 月	
	C	0.579 月	
91 日以上 105 日以下	S	0.6475 月	0.475 月
	A	0.5925 月	
	B	0.5375 月	
	C	0.4825 月	
76 日以上 90 日以下	S	0.518 月	0.38 月
	A	0.474 月	
	B	0.43 月	
	C	0.386 月	
61 日以上 75 日以下	S	0.3885 月	0.285 月
	A	0.3555 月	
	B	0.3225 月	
	C	0.2895 月	
46 日以上 60 日以下	S	0.259 月	0.19 月
	A	0.237 月	
	B	0.215 月	
	C	0.193 月	
31 日以上 45 日以下	S	0.19425 月	0.1425 月
	A	0.17775 月	
	B	0.16125 月	
	C	0.14475 月	
16 日以上 30 日以下	S	0.1295 月	0.095 月
	A	0.1185 月	
	B	0.1075 月	
	C	0.0965 月	

1 日 以 上 15 日 以 下	S	0.06475 月	0.0475 月
	A	0.05925 月	
	B	0.05375 月	
	C	0.04825 月	

備考 管理職手当受給者（教員を除く。）標語の欄は業績評価制度及び自己申告目標評価制度による評価結果を上位のものから順に「S」、「A」、「B」及び「C」で表したものとす。

附 則（平成30年11月1日公立大学法人名古屋市立大学達第89号）

この規程は、平成30年11月10日から施行する。

附 則（平成30年12月25日公立大学法人名古屋市立大学達第96号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第5項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成30年12月1日（以下「適用日」という。）から適用する。  
（給与の内払）
- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて適用日以後の分として受けた給与は、改正後規程の規定による給与の内払とみなす。  
（委任）
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。  
（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 5 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう 略）

附 則（平成31年3月29日公立大学法人名古屋市立大学達第57号）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定は平成31年4月1日から、別表第7の改正規定は平成31年10月1日から施行する。
- 2 別表第9の改正規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月14日公立大学法人名古屋市立大学達第10号）

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月16日公立大学法人名古屋市立大学達第51号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、令和元年12月1日（以下「適用日」とい

う。) から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定に基づいて適用日以後の分として受けた給与は、改正後規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和2年4月1日公立大学法人名古屋市立大学達第58号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則 (令和2年5月18日公立大学法人名古屋市立大学達第82号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、令和2年3月9日(以下「適用日」という。)から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員又は契約職員が、この規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程又は公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則の規定に基づいて、適用日以後の分として受けた給与は、改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程又は公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和2年6月1日公立大学法人名古屋市立大学達第86号)

この規程は、発布の日から施行する。

附 則 (令和2年6月25日公立大学法人名古屋市立大学達第93号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定は、令和2年6月1日から適用する。

附 則 (令和2年8月31日公立大学法人名古屋市立大学達第100号)

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月25日公立大学法人名古屋市立大学達第108号)

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月18日公立大学法人名古屋市立大学達第117号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定は、令和2年10月12日から適用する。

附 則 (令和2年12月1日公立大学法人名古屋市立大学達第119号)

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和2年12月に支給する期末手当(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号)附則第2条の規定の適用を受ける者に対して支給するものを除く。)の額は、第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第28条第4項から第6

項まで、第32条第1項又は第33条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整する額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整する額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 令和2年4月1日（同月2日から同年11月30日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当及び単身赴任手当（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第11条の3第2項に規定する市長が定める額に相当するものを除く。）の月額合計額に10,000分の24を乗じて得た額（以下「月例給調整基礎額」という。）に、同年4月から同年11月までの月数を乗じて得た額
- (2) 令和2年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に10,000分の24を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から同年11月30日までの間において次の各号に掲げる期間がある職員に係る同項第1号に規定する月数の算定にあつては、同年4月から同年11月までの月数から、当該期間がある月（第4号に掲げる期間又は第5号に掲げる期間（特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間を除く。）がある月にあつては、その月について支給された給料の額が月例給調整基礎額に満たない場合に限る。）の数を減じるものとする。

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員として在職しなかった期間
- (2) 休職期間（公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第10号。以下「就業規則」という。）第14条第1項第1号から第6号までの規定により休職にされていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）
- (3) 育児休業期間（公立大学法人名古屋市立大学職員の育児休業等に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第17号。以下「育児休業規程」という。）第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）
- (4) 停職期間（就業規則第38条第3号に規定する停職にされていた期間をいう。）
- (5) 給与規程第35条各項の規定により給与を減額された期間

4 前項に規定する「特に承認を受けて勤務しなかったことにより給与を減額された期間」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号。以下「勤務時間規程」という。）第18条各項に規定する組合無給休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間
- (2) 勤務時間規程第19条各項に規定する介護休業の承認を受けたことにより給与を減額された期間
- (3) 勤務時間規程第19条の2各項に規定する介護時間休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間
- (4) 勤務時間規程第20条各項に規定する介助休暇の承認を受けたことにより給与を減額

された期間

(5) 勤務時間規程第20条の2各項に規定する傷病通院休暇の承認を受けたことにより給与を減額された期間

(6) 育児休業規程第7条各項の規定による部分休業の承認を受けたことにより給与を減額された期間

(7) 給与規程第35条第2項の規定により給与を減額された期間

5 月例給調整基礎額又は附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

7 公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第46号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則別表第1から第5までを次のように改める。

(次のよう 略)

附 則（令和3年1月18日公立大学法人名古屋市立大学達第2号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の第5条第4項及び第6項、第23条第8項、第32条第2項並びに別表第9の規定は、令和2年12月1日から適用する。

附 則（令和3年3月26日公立大学法人名古屋市立大学達第28号）

(施行日等)

1 この規程は、令和3年3月29日（以下「施行日」という。）から施行し、第5条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学契約職員就業規則の規定は、同年2月15日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日の前日までに派遣される職員に対する別表第9の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日から令和3年3月31日までの間は、本則中「東部医療センター高次ウイルス感染症センター」とあるのは「名古屋市病院局東部医療センター病院」と、「同センター」とあるのは「同センター病院」と読み替えるものとする。

附 則（令和3年3月31日公立大学法人名古屋市立大学達第40号）

(施行日等)

1 この規程は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(給料月額の経過措置)

2 施行日の前日現に名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年名古屋市条例第70号）による改正前の名古屋市病院事業の設置等に関する条例

（昭和41年名古屋市条例第57号）第3条第2項に規定する病院局に勤務する職員（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）第2条の適用を受ける者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員を除く。）に限る。以下「名古屋市病院局職員」という。）であつて、引

き続き施行日において公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の職員（派遣職員を除く。）となった者のうち、教育職給料表（教育職（診療）給料表を含む。）の適用を受ける職員を除く、医師又は歯科医師免許を有し、医師又は歯科医師としての診療業務を行う職員（以下「医師及び歯科医師」という。）に適用する給料表は、附則別表第1（医療職給料表）とする。

（一部改正 令和5年達第112号）

（管理職手当の経過措置）

- 3 施行日から令和8年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）第10条第1項の規定の適用については、同項中「教員」とあるのは「教員又は公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）附則第2項に規定する医師及び歯科医師」とする。

（一部改正 令和5年達第112号）

（扶養手当の経過措置）

- 4 法人に勤務する職員（医師及び歯科医師に限る。）に対する改正後規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「、教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級」とあるのは「、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもののうち、改正後規程第10条第1項の表に掲げる区分がA、B、C又はDに属する職」とする。

（一部改正 令和5年達第112号）

（住居手当加算の届出の経過措置）

- 5 施行日の前日現に名古屋市病院局職員である者で、引き続き法人に勤務する職員（看護保健職給料表の適用を受ける者に限る。）に対する改正後規程第15条の2第2項の規定の適用については、同項中「3箇月」とあるのは「6箇月」と、「7年目」とあるのは「8年目」とする。

（一部改正 令和5年達第112号）

（初任給調整手当の経過措置）

- 6 施行日前日現に名古屋市病院局職員である者で、引き続き法人に勤務する職員（医師及び歯科医師に限る。）に対する改正後規程第21条第1項第1号の規定の適用については、同号中「教育職給料表の適用を受ける職員（医師法第6条第2項に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第262号）第6条第2項に規定する歯科医師免許証（以下「免許」という。）を有する者に限る。）」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員」とし、同条第2項の規定の適用については、「職員の区分及び採用の日又は前項第3号若しくは第4号に掲げる職員になった日」とあるのは「採用の日」と、「別表第8（初任給調整手当表）」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）附則別表第2（初任給調整手当表）」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」とする。

（一部改正 令和5年達第112号）

- 7 改正後規程第21条及び別表第8（初任給調整手当表）の規定にかかわらず、施行日の

前日現に名古屋市病院局職員である者で、引き続き法人に勤務する職員（看護保健職給料表の適用を受ける者に限る。）のうち、名古屋市病院局職員としての採用の日又は同条第1項第4号に掲げる職員に相当する職員になった日（以下「採用日等」という。）が、平成25年4月1日から令和3年3月31日までの間にある職員に対して支給する初任給調整手当の支給額は、附則別表第3に掲げる採用日等以降の期間の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

（特殊勤務手当の経過措置）

- 8 医学部附属東部医療センター及び西部医療センター（以下それぞれ「東部医療センター」及び「西部医療センター」といい、これらを「各医療センター」という。）に勤務する職員に対する改正後規程第22条第2項及び第23条第1項の規定の適用については、各項中「別表第9」とあるのは、施行日から令和6年3月31日までの間においては「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）附則別表第4及び附則別表第5」と、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間においては「別表第9及び公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）附則別表第4」とする。

（一部改正 令和5年達第112号）

- 9 各医療センターに勤務する職員（教員に限る。）に対する公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号。以下「平成21年改正規程」という。）附則第2条の適用については、同条中「病院」とあるのは「各医療センター」と「別表第9」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）附則別表第4」とする。

（一部改正 令和5年達第112号）

（宿日直手当の経過措置）

- 10 改正後規程第26条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、宿日直勤務を命ぜられた各医療センターに勤務する教員並びに医師及び歯科医師には、理事長が別に定める額の宿日直手当を支給する。

（応援診療手当の経過措置）

- 11 改正後規程第27条の2第1項の規定にかかわらず、施行日から令和8年3月31日までの間において各医療センターに勤務する教員に対する同項の規定の適用については、同項中「教員」とあるのは「教員（兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限る。）を除く。）」とする。
- 12 改正後規程第27条の2第2項及び別表第9の3（応援診療手当一覧表）の規定にかかわらず、教員（兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限る。）に限る。）並びに医師及び歯科医師が行う診療業務（各医療センターにおける救急医療業務又は産婦人科業務、東部医療センターにおける集中治療センター又は5階東病棟の高度治療室での重症患者等の診療業務及び西部医療センターにおける未熟児病棟での業務を除く。）に対する支給額は、日額3,000円とする。

（一部改正 令和4年達第160号）

- 13 改正後規程第27条の2第2項の規定にかかわらず、当分の間、各医療センターにおいて教員（兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限る。）を除く。）が行う産婦人科業務に対する支給額は、日額50,000円（午後5時15分から翌日の午前8時45分までの間の業務に従事する場合にあっては、70,000円）とする。

（勤勉手当の経過措置）

- 14 施行日の前日現に名古屋市病院局職員である者で引き続き法人の職員となった者（派遣職員を含む。）に対する令和3年6月期に支給する勤勉手当については、改正後規程第29条各項の規定にかかわらず、別に理事長が定める額を加算して支給することができる。

（教員に係る給料月額調整）

- 15 各医療センターに勤務する教員（平成21年改正規程附則別表第1に掲げる給料表の適用を受け、かつ、兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限る。）に限る。）にあっては、施行日から令和8年3月31日までの間、平成21年改正規程附則別表第1に掲げる給料表に定める級及び号給の額にかかわらず、月40時間分の改正後規程第24条に規定する超過勤務手当相当として次の表の区分欄に応じて調整額欄に掲げる額を加算する。この場合であっても、超過勤務手当の計算の基礎となる割り振られた正規の勤務時間を超えて勤務した時間数の計算においては、当該時間数を控除しないものとする。

（一部改正 令和5年達第112号及び第159号）

区 分	調整額
教授（診療担当を含む。）、准教授（診療担当を含む。）又は講師（診療担当及び助教処遇の者を除く。）	320,000 円
講師（診療担当及び助教処遇の者に限る。）又は助教（診療担当の者を除く。）	300,000 円
助教（診療担当の者に限る。）	220,000 円

- 16 前項に規定する調整額は、改正後規程第36条第1項に規定する「勤務1時間当たりの給与額」の算定の基礎となる給料の月額には加算しないものとする。

（この項追加 令和5年達第112号）

（60歳以降の給料の規定の適用除外）

- 17 医師及び歯科医師には、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和5年公立大学法人名古屋市立大学達第112号）による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程附則第24項の規定は適用しない。

（この項追加 令和5年達第112号 一部改正令和5年達第125号）

（昇給の特例）

- 18 改正後規程第9条第5項中「教員（助教及び助手を除く。）」とあるのは、施行日から令和8年3月31日までの間「教員（助教及び助手を除く。）又は公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）附則第2項に定める医師及び歯科医師」とする。

(この項追加 令和5年達第112号)

(管理職員特別勤務手当の規定の適用除外)

- 19 各医療センターにおいて、附則別表第4に規定する特殊勤務手当（緊急呼出業務手当に限る。）の支給対象となる業務については、当該手当が支給される者に対して、改正後規程第26条の3各項の規定は適用しない。

(この項追加 令和5年達第125号)

附則別表第1（医療職給料表）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	301,600	349,200	375,200	463,000
2	303,500	351,500	377,600	466,300
3	305,400	353,700	380,000	469,600
4	307,200	355,900	382,400	472,800
5	309,000	358,100	384,700	476,000
6	311,100	360,400	387,100	479,600
7	313,200	362,700	389,500	483,100
8	315,200	364,900	391,900	486,600
9	317,200	367,100	394,200	490,100
10	319,400	369,600	396,600	493,700
11	321,600	372,100	399,000	497,300
12	323,800	374,600	401,400	500,900
13	325,900	377,000	403,700	504,400
14	328,400	379,500	406,100	508,000
15	330,900	382,000	408,500	511,600
16	333,300	384,500	410,900	515,200
17	335,700	387,000	413,200	518,800
18	338,400	389,700	415,600	522,400
19	341,000	392,300	418,000	526,000
20	343,600	394,900	420,400	529,600
21	346,200	397,500	422,700	533,200
22	348,600	400,000	425,100	536,700
23	351,000	402,500	427,500	540,200
24	353,400	404,900	429,900	543,700
25	355,800	407,300	432,200	547,100
26	358,200	409,600	434,700	550,600
27	360,600	411,900	437,200	554,000

28	363,000	414,200	439,700	557,400
29	365,400	416,400	442,100	560,800
30	367,800	418,700	444,600	564,300
31	370,200	421,000	447,100	567,700
32	372,600	423,300	449,600	571,100
33	375,000	425,500	452,000	574,500
34	377,200	427,800	454,500	577,900
35	379,400	430,100	457,000	581,300
36	381,500	432,400	459,500	584,600
37	383,600	434,600	461,900	587,900
38	385,800	436,900	464,400	590,900
39	387,900	439,200	466,900	593,900
40	390,000	441,500	469,400	596,900
41	392,100	443,700	471,800	599,800
42	394,100	446,000	474,400	602,800
43	396,100	448,300	477,000	605,800
44	398,100	450,600	479,600	608,800
45	400,000	452,800	482,200	611,700
46	402,000	455,100	484,700	614,700
47	404,000	457,400	487,200	617,700
48	406,000	459,700	489,700	620,700
49	407,900	461,900	492,200	623,600
50	409,900	464,200	494,700	626,600
51	411,900	466,500	497,200	629,600
52	413,800	468,700	499,600	632,600
53	415,700	470,900	502,000	635,500
54	417,700	473,100	504,500	638,500
55	419,700	475,300	507,000	641,500
56	421,600	477,500	509,400	644,500
57	423,500	479,600	511,800	647,400
58	425,400	481,800	514,200	650,400
59	427,300	483,900	516,600	653,400
60	429,200	486,000	519,000	656,400
61	431,100	488,100	521,400	659,300
62	433,000	490,600	523,800	
63	434,900	493,100	526,200	
64	436,800	495,500	528,600	
65	438,700	497,900	531,000	

66	440,600	500,500	533,400	
67	442,500	503,100	535,800	
68	444,400	505,700	538,100	
69	446,300	508,200	540,400	
70	448,200	510,800	542,700	
71	450,100	513,300	544,900	
72	452,000	515,800	547,100	
73	453,900	518,300	549,300	
74	455,800	520,800	551,300	
75	457,600	523,300	553,300	
76	459,400	525,800	555,300	
77	461,200	528,300	557,300	
78	463,000	530,100	559,000	
79	464,800	531,900	560,600	
80	466,600	533,700	562,200	
81	468,400	535,500	563,800	
82	469,900	537,200	565,500	
83	471,300	538,900	567,100	
84	472,700	540,600	568,700	
85	474,100	542,300	570,300	
86	474,900	543,200	571,500	
87	475,700	544,100	572,700	
88	476,500	545,000	573,900	
89	477,200	545,800	575,100	
90		546,700	576,300	
91		547,500	577,500	
92		548,300	578,600	
93		549,100	579,700	
94		549,900	580,600	
95		550,700	581,500	
96		551,500	582,300	
97		552,300	583,100	
98		553,100	584,000	
99		553,900	584,900	
100		554,700	585,700	
101		555,500	586,500	
102		556,300	587,400	
103		557,100	588,300	

104		557,900	589,100	
105		558,700	589,900	
106		559,600	590,800	
107		560,400	591,700	
108		561,200	592,500	
109		562,000	593,300	
110		562,900	594,200	
111		563,700	595,100	
112		564,500	595,900	
113		565,300	596,700	
114		566,200	597,600	
115		567,000	598,500	
116		567,800	599,300	
117		568,600	600,100	
118			601,000	
119			601,900	
120			602,700	
121			603,500	
122			604,400	
123			605,300	
124			606,100	
125			606,900	

(一部改正 令和4年達第160号、令和5年達第185号、令和6年達第136号)

附則別表第2 (初任給調整手当表)

採用の日以後の期間 期間の区分	支給額
1年未満	185,500円
1年以上 2年未満	
2年以上 3年未満	
3年以上 4年未満	
4年以上 5年未満	
5年以上 6年未満	
6年以上 7年未満	
7年以上 8年未満	
8年以上 9年未満	
9年以上 10年未満	
10年以上 11年未満	
11年以上 12年未満	

12年以上 13年未満	
13年以上 14年未満	
14年以上 15年未満	
15年以上 16年未満	
16年以上 17年未満	183,900 円
17年以上 18年未満	182,300 円
18年以上 19年未満	180,700 円
19年以上 20年未満	179,100 円
20年以上 21年未満	177,500 円
21年以上 22年未満	168,300 円
22年以上 23年未満	158,500 円
23年以上 24年未満	149,400 円
24年以上 25年未満	139,700 円
25年以上 26年未満	130,500 円
26年以上 27年未満	119,500 円
27年以上 28年未満	109,100 円
28年以上 29年未満	98,800 円
29年以上 30年未満	87,800 円
30年以上 31年未満	77,200 円
31年以上 32年未満	66,100 円
32年以上 33年未満	55,700 円
33年以上 34年未満	41,500 円
34年以上 35年未満	28,300 円

(一部改正 令和 5 年達第 185 号、令和 6 年達第 136 号)

附則別表第 3 (初任給調整手当表)

期間の区分	支給額
1 年 未 満	22,000
1年以上 2年未満	16,000
2年以上 3年未満	8,500
3年以上 4年未満	7,500
4年以上 5年未満	6,500
5年以上 6年未満	5,500
6年以上 7年未満	4,500
7年以上 8年未満	3,500
8年以上 9年未満	2,500
9年以上 10年未満	1,500

附則別表第4（特殊勤務手当一覧表（教員又は医師及び歯科医師に限る。））

種 類	業 務 の 内 容	支 給 額 等
感染症 予防作 業手当	東部医療センター8階西病棟（以下「特定病棟」という。）における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項まで（第3項第2号を除く。）、第7項及び第8項に規定する感染症（以下「感染症」という。）の患者の診療業務	日額 180 円
	特定病棟又は各医療センターの施設内の病原菌の検査、培養又は動物試験を行う場所（当該場所において調査又は研究（以下「調査等」という。）を行う者が、学校の児童若しくは生徒、工場若しくは事務所等の従業員又は地域の住民等多数の者について、同時に病原菌の調査等を当該場所で行うことが困難である場合にあっては、当該調査等を行った場所）における病原菌、ワクチン若しくは寄生虫の調査等の業務	日額 180 円（特定病棟においては当該業務に従事したときは 200 円）
放射線 取扱手 当	放射線の発生装置若しくは機器等（以下「放射線装置等」という。）を職務上取り扱うことを常態とする職員（以下「放射線常態取扱職員」という。）又は常時当該職員の業務を補佐する職員が自ら放射線装置等を作動させて行う医療用の診療、撮影若しくは検査の業務、これらに関連する業務又は放射線常態取扱職員の補助業務	日額 240 円
年末年 始手当	12月29日から翌年1月3日までの間に各医療センターに勤務する者が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部として行う診療の業務	12月29日又は同月30日に従事した場合 1 勤務につき 1,400 円 （病院長が指定する業務に従事する場合にあっては、 3,200 円） 12月31日又は1月1日に従事した場合 1 勤務につき 1,600 円

		<p>(病院長が指定する業務に従事する場合にあっては、 3,900 円) 1 月 2 日又は同月 3 日に従事した場合 1 勤務につき 1,400 円 (病院長が指定するに従事する場合にあっては、3,500 円)</p> <p>2 暦日にわたって業務に従事した場合においては、当該業務に就き始めた日が属する日の区分によるものとし、当該日から引き続く翌日の勤務を含め、勤務 1 回として算定するものとする。</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
講師業務手当	<p>本学において講師として教授を行う業務 (教員にあっては、その所属又は兼務していない学部又は研究科における当該業務に限る。)</p>	1 授業時数につき 1,000 円
大学院手当	<p>大学院研究科の担当を命ぜられている教員又は大学院研究科における学生の指導を命ぜられている教員(理事長が別に定める者に限る。)が大学院研究科において行う研究等の業務</p>	別表 9 の大学院手当の「支給額等」欄に掲げるとおりとする。
医師研究手当	<p>教員(管理職手当受給者は除く。)の行う各医療センターにおける医師としての診療業務</p>	<p>教授(診療担当を含む。)が行う業務 月額 13,000 円 准教授(診療担当及び講師処遇の者を除く。)が行う業務 月額 9,000 円 准教授(診療担当及び講師処遇の者に限る。)又は講師(診療担当及び助教処遇の者を除く。)が行う業務 月額 6,500 円</p>

		講師（診療担当及び助教処遇の者に限る。）又は助教（診療担当を含む。）が行う業務 月額 4,500 円  他の特殊勤務手当と併給できる。
	教員のうち医師又は歯科医師免許を有する者の業務	給料月額に 100 分の 8 を乗じて得た額  他の特殊勤務手当と併給できる。
	医師及び歯科医師の行う医療及び保健指導の業務並びに医学に関する調査研究の業務（各医療センター以外で行った当該業務を含む。）	月額 25,000 円  他の特殊勤務手当と併給できる。
医師診療手当	医師及び歯科医師の行う各医療センターにおける患者への診療業務	月額 75,000 円  他の特殊勤務手当と併給できる。
夜間業務手当	各医療センターに勤務する者が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務（公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程細則（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 16 号）第 5 条の 3 第 3 項の規定により割り振られた週休日（以下「年末年始の週休日」という。）に命ぜられた勤務を含む。）の一部又は全部として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間において行う業務	1 勤務につき 10,000 円  他の特殊勤務手当（小児科夜間業務手当、夜間・休日等診療業務手当及び小児科夜間診療業務手当を除く。）と併給できる。
小児科夜間業務手当	西部医療センターの小児科に勤務する者が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務（年末年始の週休日に命ぜられた勤務を含む。）の一部又は全部として午後 10 時から午後 11 時までの間において行う業務	1 勤務につき 5,000 円  他の特殊勤務手当（夜間業務手当、夜間・休日等診療業務手当及び小児科夜間診療業務手当を除く。）と併給できる。
緊急呼	管理職手当受給者又は東部医療センター	管理職手当受給者にあつては

出業務手当	に勤務する者が正規の勤務時間外（午後9時から翌日の午前8時45分までの間に限る。）又は公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）第3条に規定する週休日に、緊急の呼び出しを受けて出勤して行う診療の業務（病院長が指定するものに限る。）	1 勤務につき10,000円（当該業務に従事した時間が2時間未満の場合にあつては7,000円）、東部医療センターに勤務する者（管理職手当の支給を受けない者に限る。）にあつては1勤務につき3,000円  他の特殊勤務手当（夜間・休日等手術手当を除く。）と併給できる。
夜間・休日等手術手当	管理職手当受給者が月曜日から金曜日まで（公立大学法人名古屋市立大学職員の勤務時間及び休暇に関する規程（平成18年公立大学法人名古屋市立大学達第15号）第6条に定める休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後9時から翌日の午前8時45分までの間若しくは土曜日、日曜日若しくは休日に、あらかじめ割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部若しくは全部として行う手術の業務又は分べんを取り扱う業務（病院長が指定するものに限る。）	1 勤務につき10,000円（当該業務に従事した時間が2時間未満の場合にあつては7,000円）  他の特殊勤務手当（緊急呼出業務手当を除く。）と併給できる。
夜間・休日等診療業務手当	西部医療センターの診療科に勤務する管理職手当受給者が、あらかじめ割り振られた正規の勤務時間による勤務の一部又は全部として、月曜日から金曜日まで（休日を除く。）の午後10時から翌日の午前5時までの間又は土曜日、日曜日若しくは休日において行う診療の業務	1 勤務につき、24,000円（産婦人科、ICU、HCU及びNICUにおける診療の業務（以下「産婦人科等の業務」という。）にあつては29,000円）とし、当該業務に従事する日が12月29日から翌年の1月3日までの場合には、当該額に以下の額を加算するものとする。  (1) 12月29日又は同月30日に従事した場合 1,400円（産婦人科等の業務に従事する場合には、3,200円）  (2) 12月31日又は1月1日に従事した場合 1,600円（産

		<p>婦人科等の業務に従事する場合には、 3,900 円)</p> <p>(3) 1 月2 日又は同月3 日に従事した場合 1,400 円 (産婦人科等の業務に従事する場合には、 3,500 円)</p> <p>他の特殊勤務手当 (夜間業務手当及び小児科夜間業務手当を除く。) と併給できる。</p>
小児科 夜間診療業務 手当	西部医療センターの小児科に勤務する管理職手当受給者が、その割り振られた正規の勤務時間による勤務 (年末年始の週休日に命ぜられた勤務を含む。) の一部又は全部として午後10時から午後11時までの間において行う診療の業務	<p>1 勤務につき、12,000 円</p> <p>他の特殊勤務手当 (夜間業務手当及び小児科夜間業務手当を除く。) と併給できる。</p>
産業医 手当	医師免許を有する教員又は医師が行う本学の産業医としての業務	<p>月額15,000 円</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
分べん 業務手 当	分べんを取り扱う業務	<p>1 分べんにつき10,000 円</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
論文審 査手 当	教員が行う学位審査 (論文審査に係る審査に限る。) の審査員としての業務	<p>審査 1 件につき、5,000 円</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>

(一部改正 令和3年達第69号、令和5年達第112号、令和5年達第170号)

附則別表第5 (特殊勤務手当一覧表 (教員又は医師及び歯科医師を除く。))

種 類	業 務 の 内 容	支 給 額 等
感染症予防作 業手当	特定病棟における、感染症の患者の看護業務又は感染症の病原体に汚染されたものの消毒若しくは処理業務	日額 160 円
	特定病棟又は各医療センターの施設内の病原菌の検査、培養又は動物試験を行う場所 (当該場所において調査等を行う者が、学校の児童若しくは生徒、工場若しくは事務所等の従業員又は地域の住民等多数の者につ	日額 180 円 (特定病棟における当該業務にあつては 200 円)

	いて、同時に病原菌の調査等を当該場所で行うことが困難である場合にあっては、当該調査等を行った場所)における病原菌、ワクチン若しくは寄生虫の調査等の業務	
放射線取扱手当	放射線常態取扱職員又は常時当該職員の業務を補助する職員が自ら放射線装置等を作動させて行う医療用の診療、撮影若しくは検査の業務、これらに関連する業務又は放射線常態取扱職員の補助業務	日額 240 円
死体処理手当	人の死体の解剖の補助業務又は解剖室の清掃業務	日額 410 円
	入院患者の死体、解剖前の死体若しくは解剖後の死体の処理又は搬送業務	1 体につき 330 円 他の特殊勤務手当と併給できる。
診療看護師手当	看護保健職給料表の適用を受ける職員のうち一般社団法人日本NP教育大学院協議会による診療看護師 (NP) の資格認定を受けているものが行う、保健師助産師看護師法 (昭和23年法律第 203 号) 第37条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為等、行為の侵襲性や困難の度の高い業務	月額 60,000 円 他の特殊勤務手当と併給できる。
夜間業務手当	正規の勤務時間による勤務 (年末年始の週休日に命ぜられた勤務を含む。) の一部又は全部として午後10時から翌日の午前 5 時までの間において行う業務	あらかじめ割り振られた勤務時間が午後10時から翌日の午前 5 時までの間の全部を含む者が行う業務 勤務 1 回につき 8,900 円 あらかじめ割り振られた勤務時間が午後10時から午前 0 時までの間の全部を含む者が行う業務 (終業の時限が翌日の午前 8 時45分である業務に限る。) 勤務 1 回につき 6,800 円

		<p>あらかじめ割り振られた勤務時間の始めが午前0時又は午前0時45分である者が行う業務</p> <p>勤務1回につき 4,500 円 （勤務に従事した時間が2時間に満たないときは 3,200 円）</p> <p>上記以外の業務</p> <p>勤務1回につき 4,400 円 （業務に従事した時間が2時間に満たないときは 3,100 円）</p> <p>特別の考慮が必要であると理事長が認める業務に従事した場合にあっては、900 円又は 450 円を加算する。</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
緊急呼出業務手当	手術室に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補若しくは看護師補又は臨床工学技士若しくは臨床工学技士補又は東部医療センターに勤務する診療放射線技師、臨床検査技師、診療放射線技師補が正規の勤務時間外の緊急の呼出に応じて従事する業務	<p>1 勤務につき 1,500 円</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
年末年始手当	12月29日から翌年の1月3日までの間に勤務する職員（管理職手当受給者を除く。）が行う7時間45分以上の業務	<p>12月29日又は同月30日に従事した場合</p> <p>1 勤務につき 3,200 円</p> <p>1月1日又は12月31日に従事した場合</p> <p>1 勤務につき 3,900 円</p> <p>1月2日又は同月3日に従事した場合</p> <p>1 勤務につき 3,500 円</p>

		<p>2 暦日にわたって業務に従事した場合においては、当該業務に就き始めた日が属する日の区分によるものとし、当該日から引き続く翌日の勤務を含め、勤務 1 回として算定するものとする。</p> <p>他の特殊勤務手当と併給できる。</p>
講師業務手当	本学において講師として教授を行う業務	1 授業時数につき 1,000 円

(一部)

改正 令和 4 年達第67号、令和 5 年達第39号、令和 5 年達第 112 号、令和 5 年達第 181 号)

附 則 (令和 3 年 6 月 15 日公立大学法人名古屋市立大学達第69号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程 (以下「改正後規程」という。) の規定、第 2 条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則の規定、第 4 条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程細則の一部を改正する細則 (令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第49号) の規定及び附則第 3 項の規定は令和 3 年 6 月 1 日から、第 3 条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (令和 3 年公立大学法人名古屋市立大学達第40号) 附則別表第 4 (特殊勤務手当一覧表 (教員又は医師及び歯科医師に限る。)) の規定は同年 4 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 令和 3 年 3 月 31 日現に名古屋市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 2 年名古屋市条例第70号) による改正前の名古屋市病院事業の設置等に関する条例 (昭和41年名古屋市条例第57号) 第 3 条第 2 項に規定する病院局 (以下「名古屋市病院局」という。) に勤務する職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第 261 号) 第22条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員のうち、給料を月額で定める職員に限る。以下「名古屋市病院局月額制短時間勤務職員」という。) であった者のうち、同年 4 月 1 日に引き続き職員となった者に対する改正後規程第28条第 6 項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる者から引き続き職員となった場合には、その期間内においてそれらの者として在職した期間 (名古屋市又は国等) とあるのは「名古屋市病院局月額制短時間勤務職員として在職した期間 (名古屋市病院局) とする。

附 則 (令和 3 年 11 月 30 日公立大学法人名古屋市立大学達第77号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(令和3年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に、公立大学法人名古屋市立大学職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程(平成20年公立大学法人名古屋市立大学達第23号)第32条第1項第7号又は第8号に掲げる職務を命ぜられた職員で令和3年12月1日に在職する者に対する同月に支給する期末手当については、当該職務を命ぜられた日後の最初の昇給日から令和3年9月30日(当該日よりも前に当該職務を命ぜられることがなくなった場合には、命ぜられなくなった日後の最初の昇給日の前日)までの間(同条に規定する調整がされていない期間に限る。)の月数に、次の各号の区分に応じて当該各号に定める額を乗じて得た額を加算して支給する。

(1) 管理栄養士 3,000円

(2) その他の者 1,600円

附 則(令和4年6月6日公立大学法人名古屋市立大学達第67号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程(以下「改正後規程」という。)の規定及び次項から附則第4項までの規定は、令和4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。ただし、第1条の規定による改正後規程第18条の規定は、同年2月1日から適用する。

(管理職手当の経過措置)

- 2 改正後規程第10条第1項の規定にかかわらず、適用日の前日現にこの規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第10条第1項の規定の適用を受ける職にあった職員で、異動に伴い管理職手当の支給対象外となった者(学長補佐(データサイエンス学部)の職にあった者に限る。)については、適用日から令和5年3月31日までの間に限り、異動前の区分に係る管理職手当を支給する。
- 3 適用日の前日現にこの規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第10条第2項の規定の適用を受ける職にあった職員のうち、異動に伴い下位の区分の管理職手当が支給されることとなる職員については、異動の直後の職にある間に限り、異動前の区分に係る管理職手当を支給する。

(特定管理嘱託員に対する規定の適用の特例)

- 4 適用日から当分の間、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第14項の適用については、同項中「同規則第3条第1項第5号及び別表第6」とあるのは「同規則第3条第1項第1号及び別表第2」とする。

附 則(令和4年11月25日公立大学法人名古屋市立大学達第152号)

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定は、令和4年10月1日から適用する。

附 則(令和4年12月13日公立大学法人名古屋市立大学達第160号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日か

ら施行する。

- 2 第1条、第3条及び第4条の規定による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第10条第2項の規定は、同年11月28日から適用する。

（給与の内払）

- 3 職員が、第1条の規定（公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第10条第2項の改正規定を除く。）による改正前の同規程の規定に基づいて、適用日以後の分として受けた給与は、改正後の同規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年3月22日公立大学法人名古屋市立大学達第39号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）の規定は令和4年12月1日から、第2条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の規定は令和3年4月1日から適用する。ただし、改正後規程附則第23項の規定は、令和5年3月1日から適用する。

附 則（令和5年7月20日公立大学法人名古屋市立大学達第112号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定及び次項から附則第16項までの規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）（別表第9夜間看護手当の項「病院の看護部に属する職員（病棟に勤務する助産師、看護師、准看護師、助産師補又は看護師補に限る。）」に係る部分中「及び午後8時から翌日の午前9時まで」の部分に限る。）の規定は、令和4年11月1日から、第2条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（附則第15項、第16項及び第18項並びに附則別表第4緊急呼出業務手当の項に限る。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。

（みどり市民病院及びみらい光生病院にて診療業務を行う教員の給料月額の特例）

- 2 医学部附属みどり市民病院（以下「みどり市民病院」という。）又は医学部附属みらい光生病院（以下「みらい光生病院」という。）に勤務する職員（教員に限る。）に対する公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号。以下「平成21年改正規程」という。）附則第2条の規定の適用については、同条中「病院」とあるのは「みどり市民病院又はみらい光生病院」とする。

（管理職手当の経過措置）

- 3 適用日から当分の間、異動に伴い下位の区分の管理職手当が支給されることとなる職員（診療技術科技師長を兼ねる技師長を除く。）については、異動前の区分に係る管理職手当を支給する。

（一部改正 令和6年達第77号）

(住居手当加算の経過措置)

- 4 適用日から令和8年3月31日までの間、みどり市民病院又はみらい光生病院に異動する職員のうち、異動日の前日において現に住居手当加算の支給を受ける職員に対する改正後規程第14条の2の規定の適用については、同条第1項中「勤務場所から理事長が別に定める範囲内」とあるのは「勤務場所又は異動前の勤務場所から理事長が別に定める範囲内」とする。
- 5 適用日前においてこの規程による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第14条の2第1項及び附則第22項の規定により、名古屋市立緑市民病院に勤務する者として採用され、適用日の前日において現に住居手当加算の支給を受ける職員が、引き続きみどり市民病院に勤務する場合については、改正後規程第14条の2第1項第2号に該当しないものとみなす。

(初任給調整手当の経過措置)

- 6 改正後規程第21条及び別表第8の規定にかかわらず、適用日の前日において現に名古屋市厚生院職員である者で、引き続き公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（看護保健職給料表の適用を受ける者に限る。）のうち、名古屋市厚生院職員としての採用の日又は同条第1項第4号に掲げる職員に相当する職員になった日（以下「採用日等」という。）が、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間にある職員に対して支給する初任給調整手当の支給額は、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号。以下「令和3年改正規程」という。）附則別表第3に掲げる採用日等以降の期間の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

(特殊勤務手当の経過措置)

- 7 改正後規程第22条第2項及び別表第9の規定にかかわらず、適用日から令和10年3月31日までの間、みらい光生病院に勤務する職員には、医療連携手当を支給する。
- 8 医療連携手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 9 当分の間、医学部附属病院、東部医療センター及び西部医療センターに所属する薬剤師が、みどり市民病院にて業務に従事する場合には、理事長が別に定める特殊勤務手当を支給する。

(待機手当の経過措置)

- 10 適用日から令和8年3月31日までの間、改正後規程第26条の2の2第1項中「教員」とあるのは、「教員又は公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号）附則第2項の規定の適用を受ける職員」とする。

(応援診療手当の経過措置)

- 11 改正後規程第27条の2第1項の規定にかかわらず、適用日から令和10年3月31日までの間においてみどり市民病院及びみらい光生病院に勤務する教員に対する同項の規定の適用については、同項中「教員」とあるのは「教員（兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限る。）を除く。）」とする。
- 12 改正後規程第27条の2第2項及び別表第9の3の規定にかかわらず、みどり市民病院及びみらい光生病院にて教員（兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限

る。)に限る。)並びに医師及び歯科医師が行う診療業務(みどり市民病院又はみらい光生病院における管理当直業務及びみどり市民病院における休診日及び診療時間外の第2次救急医療体制下での診療業務で7時間45分以上の業務を除く。)に対する支給額は、日額3,000円とする。

(勤勉手当の経過措置)

- 13 適用日の前日において現に名古屋市厚生院職員である者で引き続き法人の職員となった者(派遣職員を含む。)に対する令和5年6月期に支給する勤勉手当については、改正後規程第29条各項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額を加算して支給することができる。

(給料の調整額)

- 14 令和3年4月1日以後に名古屋市立緑市民病院に勤務し、かつ選考試験を経て適用日以後法人の職員となった者には、理事長が別に定める給料の調整額を支給する。

(教員に係る給料月額調整)

- 15 みどり市民病院及びみらい光生病院に勤務する教員(平成21年改正規程附則別表第1に掲げる給料表の適用を受け、かつ、兼業が困難と認められる者(理事長の承認を得た者に限る。)に限る。)にあつては、適用日から令和10年3月31日までの間、平成21年改正規程附則別表第1に掲げる給料表に定める級及び号給の額にかかわらず、月40時間分の改正後規程第24条に規定する超過勤務手当相当として令和3年改正規程附則第15項に定める表の区分欄に応じて調整額欄に掲げる額を加算する。この場合であっても、超過勤務手当の計算の基礎となる割り振られた正規の勤務時間を超えて勤務した時間数の計算においては、当該時間数を控除しないものとする。

(一部改正 令和5年達第159号)

- 16 前項に規定する調整額は、改正後規程第36条第1項に規定する「勤務1時間当たりの給与額」の算定の基礎となる給料の月額には加算しないものとする。

附 則(令和5年7月20日公立大学法人名古屋市立大学達第116号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 第2条から第4条のまでの規定による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則(令和5年8月7日公立大学法人名古屋市立大学達第125号)

- 1 この規程は、発布の日から施行し、第1条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程(以下「改正後規程」という。)の規定及び次項の規定は令和5年5月1日(以下「適用日」という。)から、第2条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の規定は令和3年4月1日から適用する。ただし、改正後規程第26条の3第6項の規定及び第2条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程附則第17項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 適用日から令和8年3月31日までの間、改正後規程第26条の2第1項中「教員」とあるのは「教員若しくは公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号)附則第2項に規定する医

師及び歯科医師」とする。

附 則（令和 5 年 9 月 4 日公立大学法人名古屋市立大学達第 145 号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の規定は、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 9 月 12 日公立大学法人名古屋市立大学達第 158 号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 15 日公立大学法人名古屋市立大学達第 159 号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 9 月 27 日公立大学法人名古屋市立大学達第 170 号）

- 1 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、第 2 条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程附則別表第 4 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 施行日から令和 10 年 3 月 31 日までにおいて、公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則の一部を改正する規則（令和 5 年公立大学法人名古屋市立大学達第 15 号）による改正前の公立大学法人名古屋市立大学職員就業規則（平成 18 年公立大学法人名古屋市立大学達第 10 号）第 20 条第 1 項に規定する定年に達する日の属する年度の末日までの間にある職員に対する第 1 条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程第 9 条第 5 項の規定の適用については、同項中「0 号給」とあるのは「1 号給」とする。

附 則（令和 5 年 11 月 20 日公立大学法人名古屋市立大学達第 181 号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 5 年 12 月 7 日公立大学法人名古屋市立大学達第 185 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条、第 3 条及び第 4 条の規定による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。  
（給与の内払）
- 3 職員が、第 1 条、第 3 条及び第 4 条の規定による改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて、適用日以後の分として受けた給与は、改正後のそれぞれの規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和 6 年 5 月 22 日公立大学法人名古屋市立大学達第 77 号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程（第 1 条の規定による改正後の公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程附則第 32 項及び第 34 項から第 36 項までを除く。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 5 月 27 日公立大学法人名古屋市立大学達第 80 号）

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 13 日公立大学法人名古屋市立大学達第 115 号）

この規程は、発布の日から施行し、改正後の第 26 条の 2 の規定は令和 6 年 6 月 1 日から、

改正後の第21条の2及び附則第37項の規定は同年7月1日から適用する。

附 則（令和6年11月5日公立大学法人名古屋市立大学達第127号）

この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和6年11月1日から適用する。

附 則（令和6年12月9日公立大学法人名古屋市立大学達第136号）

（施行期日等）

1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条、第3条及び第4条の規定による改正後のそれぞれの規程の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

3 令和6年12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第28条第4項及び第29条第4項の規定の適用については、第28条第4項中「期末手当支給割合表（別表第10）」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第136号）附則別表第1」と、第29条第4項中「勤勉手当支給割合表（別表第11）」とあるのは「公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程（令和6年公立大学法人名古屋市立大学達第136号）附則別表第2」とする。

（給与の内払）

4 職員が、第1条、第3条及び第4条の規定による改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて、適用日以後の分として受けた給与は、改正後のそれぞれの規程の規定による給与の内払とみなす。

### 附則別表第1

基準日以前6箇月以内の在職期間	管理職手当受給者 （教員を除く。）	その他の職員
183日	1.075月	1.275月
151日以上182日以下	0.86月	1.02月
91日以上150日以下	0.645月	0.765月
1日以上90日以下	0.3225月	0.3825月

### 附則別表第2

基準日以前6箇月以内の勤務期間	管理職手当受給者（教員を除く。）		係長級職員		その他の職員	
	評語		評語		評語	
183日	S	1.42月	S	1.11月	S又はA	1.085月
	A	1.31月	A	1.085月		

	B又はC	1.2月	B又はC	1.06月	B又はC	1.075月
	D	1.09月	D	0.925月	D	0.965月
167日以上 182日以下	S	1.349月	S	1.0545月	S又はA	1.03075月
	A	1.2445月	A	1.03075月		
	B又はC	1.14月	B又はC	1.007月	B又はC	1.02125月
	D	1.0355月	D	0.87875月	D	0.91675月
151日以上 166日以下	S	1.278月	S	0.999月	S又はA	0.9765月
	A	1.179月	A	0.9765月		
	B又はC	1.08月	B又はC	0.954月	B又はC	0.9675月
	D	0.981月	D	0.8325月	D	0.8685月
136日以上 150日以下	S	1.136月	S	0.888月	S又はA	0.868月
	A	1.048月	A	0.868月		
	B又はC	0.96月	B又はC	0.848月	B又はC	0.86月
	D	0.872月	D	0.74月	D	0.772月
121日以上 135日以下	S	0.994月	S	0.777月	S又はA	0.7595月
	A	0.917月	A	0.7595月		
	B又はC	0.84月	B又はC	0.742月	B又はC	0.7525月
	D	0.763月	D	0.6475月	D	0.6755月
106日以上 120日以下	S	0.852月	S	0.666月	S又はA	0.651月
	A	0.786月	A	0.651月		
	B又はC	0.72月	B又はC	0.636月	B又はC	0.645月
	D	0.654月	D	0.555月	D	0.579月
91日以上 105日以下	S	0.71月	S	0.555月	S又はA	0.5425月
	A	0.655月	A	0.5425月		
	B又はC	0.6月	B又はC	0.53月	B又はC	0.5375月
	D	0.545月	D	0.4625月	D	0.4825月
76日以上 90日以下	S	0.568月	S	0.444月	S又はA	0.434月
	A	0.524月	A	0.434月		
	B又はC	0.48月	B又はC	0.424月	B又はC	0.43月
	D	0.436月	D	0.37月	D	0.386月
61日以上 75日以下	S	0.426月	S	0.333月	S又はA	0.3255月
	A	0.393月	A	0.3255月		
	B又はC	0.36月	B又はC	0.318月	B又はC	0.3225月
	D	0.327月	D	0.2775月	D	0.2895月
46日以上 60日以下	S	0.284月	S	0.222月	S又はA	0.217月
	A	0.262月	A	0.217月		
	B又はC	0.24月	B又はC	0.212月	B又はC	0.215月
	D	0.218月	D	0.185月	D	0.193月

31日以上 45日以下	S	0.213月	S	0.1665月	S又はA	0.16275月
	A	0.1965月	A	0.16275月		
	B又はC	0.18月	B又はC	0.159月	B又はC	0.16125月
	D	0.1635月	D	0.13875月	D	0.14475月
16日以上 30日以下	S	0.142月	S	0.111月	S又はA	0.1085月
	A	0.131月	A	0.1085月		
	B又はC	0.12月	B又はC	0.106月	B又はC	0.1075月
	D	0.109月	D	0.0925月	D	0.0965月
1日以上 15日以下	S	0.071月	S	0.0555月	S又はA	0.05425月
	A	0.0655月	A	0.05425月		
	B又はC	0.06月	B又はC	0.053月	B又はC	0.05375月
	D	0.0545月	D	0.04625月	D	0.04825月

備考 この表において、「S」、「A」、「B」、「C」及び「D」とは、人事評価による評語（教員及び新たに職員となった者にあつては、当該評語を「B」とみなす。）をいう。

附 則（令和7年3月18日公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

（施行期日等）

- この規程は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（リハビリテーション病院にて診療業務を行う教員の給料月額の特例）
- 医学部附属リハビリテーション病院（以下「リハビリテーション病院」という。）に勤務する職員（教員に限る。）に対する公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第98号。以下「平成21年改正規程」という。）附則第2条の規定の適用については、同条中「病院」とあるのは「リハビリテーション病院」とする。  
（給料月額の経過措置）
- 施行日の前日現に社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団（以下「事業団」という。）に勤務する職員として在職し、かつ、名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（令和5年名古屋市条例第39号）による改正前の名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）第2条第2項第4号に規定する病院に勤務する職員である者のうち、同日に事業団を退職し、引き続き施行日において公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の職員となった者のうち、教育職給料表（教育職（診療）給料表を含む。）の適用を受ける職員を除く、医師又は歯科医師免許を有し、医師又は歯科医師としての診療業務を行う職員（以下「医師及び歯科医師」という。）に適用する給料表は、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和3年公立大学法人名古屋市立大学達第40号。以下「令和3年改正規程」という。）附則別表第1（医療職給料表）とする。  
（管理職手当の経過措置）
- 施行日から令和12年3月31日までの間におけるこの規程による改正後の公立大学法人

名古屋市立大学職員の給与に関する規程（以下「改正後規程」という。）第10条第1項の規定の適用については、同項中「教員」とあるのは「教員又は公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（令和7年公立大学法人名古屋市立大学達第31号。以下「令和7年改正規程」という。）附則第3項に規定する医師及び歯科医師」とする。

（扶養手当の経過措置）

- 5 法人に勤務する職員（医師及び歯科医師に限る。）に対する第11条第3項の規定の適用については、同項中「、教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級」とあるのは「、医療職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級であるもののうち、改正後規程第10条第1項の表に掲げる区分がA、B、C又はDに属する職」とする。

（住居手当加算の特例）

- 6 施行日の前日現に事業団の職員である者で、引き続き法人に勤務する職員（看護保健職給料表の適用を受ける者（以下「看護職員」という。））に対して、改正後規程第14条の2第1項第1号の規定は適用しない。

- 7 看護職員に対する第15条の2第2項の規定の適用については、「採用日の属する年度を1年目とした場合に」とあるのは「事業団の採用日の属する年度を1年目とした場合に」と読み替えるものとする。

（初任給調整手当の経過措置）

- 8 施行日の前日現に事業団職員である者で、引き続き法人に勤務する職員（医師及び歯科医師に限る。）に対する第21条第1項第1号の規定の適用については、同号中「教育職給料表の適用を受ける職員（医師法第6条第2項に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第262号）第6条第2項に規定する歯科医師免許証（以下「免許」という。）を有する者に限る。）」とあるのは「医療職給料表の適用を受ける職員」とし、同条第2項の規定の適用については、「職員の区分及び採用の日又は前項第3号若しくは第4号に掲げる職員になった日」とあるのは「採用の日」と、「別表第8（初任給調整手当表）」とあるのは「令和3年改正規程附則別表第2（初任給調整手当表）」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」とする。

- 9 看護職員に対する第21条の規定の適用については、同条中「初任給調整手当を支給されていた期間」とあるのは事業団で初任給調整手当を支給されていた期間を含めるものとする。

（特殊勤務手当の経過措置）

- 10 リハビリテーション病院に勤務する職員（医師及び歯科医師に限る。）に対する第22条第2項及び第23条第1項の適用については、各項中「別表第9」とあるのは、施行日から令和12年3月31日までの間においては「別表第9及び令和3年改正規程附則別表第4（医師研究手当及び医師診療手当の項に限る。）」とする。この場合において、令和3年改正規程附則別表第4医師研究手当及び医師診療手当の項中「各医療センター」とあるのは「リハビリテーション病院」と読み替えるものとする。

（宿日直手当の経過措置）

- 11 施行日から令和12年3月31日までの間、改正後規程第26条の2第1項中「教員」とあるのは「教員若しくは令和7年改正規程附則第3項に規定する医師及び歯科医師」とす

る。

(応援診療手当の経過措置)

12 施行日から令和12年3月31日までの間、リハビリテーション病院に勤務する教員に対する第27条の2第1項の規定の適用については、同項中「教員」とあるのは「教員（兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限る。）を除く。）」とする。

13 第27条の2第2項及び別表第9の3（応援診療手当一覧表）の規定にかかわらず、リハビリテーション病院にて教員（兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限る。）に限る。）並びに医師及び歯科医師が行う診療業務（管理当直業務を除く。）に対する支給額は、日額3,000円とする。

(教員に係る給料月額調整)

14 リハビリテーション病院に勤務する教員（平成21年改正規程附則別表第1に掲げる給料表の適用を受け、かつ、兼業が困難と認められる者（理事長の承認を得た者に限る。）に限る。）にあつては、適用日から令和12年3月31日までの間、平成21年改正規程附則別表第1に掲げる給料表に定める級及び号給の額にかかわらず、月40時間分の第24条に規定する超過勤務手当相当として令和3年改正規程附則第15項に定める表の区分欄に応じて調整額欄に掲げる額を加算する。この場合であっても、超過勤務手当の計算の基礎となる割り振られた正規の勤務時間を超えて勤務した時間数の計算においては、当該時間数を控除しないものとする。

15 前項に規定する調整額は、第36条第1項に規定する「勤務1時間当たりの給与額」の算定の基礎となる給料の月額には加算しないものとする。

(60歳以降の給料の規定の適用除外)

16 医師及び歯科医師には、公立大学法人名古屋市立大学職員の給与に関する規程附則第24項の規定は適用しない。

(昇給の特例)

17 改正後規程第9条第5項中「教員（助教及び助手を除く。）」とあるのは、施行日から令和12年3月31日までの間「教員（助教及び助手を除く。）又は令和7年改正規程附則第3項に規定する医師及び歯科医師」とする。

附 則（令和7年6月20日公立大学法人名古屋市立大学達第125号）

1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の第28条第6項の規定は令和4年6月1日から、それ以外の規定は令和7年4月1日から適用する。

(扶養手当の経過措置)

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項中「(6) 著しい心身の機能の障害がある者（職員の6親等内の血族又は3親等内の姻族に限られないが、終身労務に服することができない程度に達していない者を除く。）」とあるのは「(6) 著しい心身の機能の障害がある者（職員の6親等内の血族又は3親等内の姻族に限られないが、終身労務に服することができない程度に達情にある者を含む。）

していない者を除く。）」

と、同条第3項中「13,000円とする」とあるのは「11,000円、

第1項第7号に該当する扶養親族については4,000円（一般8級職員等にあつては2,000円）とする」とする。

- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項中「(6) 著しい心身の機能の障害がある者（職員の6親等内の血族又は3親等内の姻族に限られないが、終身労務に服することができない程度に達していな

「(6) 著しい心身の機能の障害がある者（職員の6親等内  
い者を除く。）」とあるのは (7) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事  
の血族又は3親等内の姻族に限られないが、終身労務に服することができない程度に達  
情にある者を含む。）

していない者を除く。）

」と、同条第3項中「13,000円とする」とあるのは「12,000円、

第1項第7号に該当する扶養親族については2,000円（一般8級職員等にあつては1,000円）とする」とする。

- 4 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第12条の規定の適用については、同条第4項第3号及び第4号中「扶養親族たる父母等」とあるのは、「扶養親族たる配偶者、父母等」とする。